

平成28年度
東京福祉大学短期大学部
自己点検・評価報告書

平成28(2016)年11月
東京福祉大学短期大学部

目 次

1. 重点課題の自己点検・評価.....	1
2. 第三者評価(平成24年度)以降の自己点検・評価の活動内容について.....	1
3. 全学的な取り組みで特記すべき事項.....	2
4. 評価基準に基づく自己点検・評価.....	3
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....	3
基準Ⅰ-A 建学の精神.....	3
基準Ⅰ-B 教育の効果.....	5
基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	11
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....	13
基準Ⅱ-A 教育課程.....	13
基準Ⅱ-B 学生支援.....	33
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】.....	54
基準Ⅲ-A 人的資源.....	54
基準Ⅲ-B 物的資源.....	66
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	72
基準Ⅲ-D 財的資源.....	75
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....	79
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	79
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ.....	82
基準Ⅳ-C ガバナンス.....	85

1. 重点課題の自己点検・評価

平成24(2012)年度第三者評価機関別評価結果において、東京福祉大学短期大学部(以下、「本学」という。)は、一般財団法人短期大学基準協会(以下、「短期大学基準協会」という。)が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていたことから、平成25(2013)年3月14日付で適格と認められた。ただし、「基準IVリーダーシップとガバナンス」の一部に問題が認められたため、その改善を条件として付され、当該指摘事項については、平成27(2015)年6月30日までに改善状況の報告を求められていた。

それに伴い、平成27(2015)年度の短大自己点検・評価委員会の主な活動の一つは、改善計画に沿って実行された改善状況の報告書を期日までに提出することであった。本学は、平成27(2015)年6月27日付で改善報告書を短期大学基準協会に提出し、その結果、この問題が改善され、協会が定める短期大学評価基準を満たしていると正式に判断された。今後の課題は、本学学校法人の健全な経営の確保ができるよう、一層管理運営体制の整備に努め、改善を図っていくことにある。

本学は、時代の変化や社会的ニーズに応えること、また入学定員を充足させることを目的として、平成26(2014)年度に、これまでの3年制課程に加え、2年制課程の新設を計画し、こども学科内に「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」と「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の二専攻を新設する決定をした。当計画に従い、平成27(2015)年度は、文部科学省から新課程の設置認可を得るため、またそれぞれの専攻に新入生を迎え入れるために「三つの方針(ポリシー)の見直し」「教育課程の検討及び見直し」「シラバスの整備」「入学者選抜方法の見直し」「教員配置の検討及び確保」等、様々な取り組みを行った。

短大自己点検・評価委員会は、それらの取り組みに対し短期大学評価基準を満たしたもものになっているか点検・評価を行う役割を担うこととなった(詳細は、本報告書中の各基準に記載)。その結果、新課程の設置認可が得られ、それぞれの専攻に新入生を迎え入れることができた。今後の課題としては、(1)入学定員の充足には至っていないため、それぞれの専攻の特色を近隣高校にアピールし、受験者の増加を図ること、(2)二専攻となった短大組織や指導体制を軌道に乗せていくこと、(3)「三つの方針(ポリシー)」や「教育課程」の適切性などを自己点検・評価し、平成28(2016)年度入学生が卒業する平成30(2018)年度に見直しを行うこと、などが挙げられる。

2. 第三者評価(平成24年度)以降の自己点検・評価の活動内容について

平成25(2013)年度の短大自己点検・評価委員会の主な活動としては、前年度(平成24年度)に受審した「第三者評価」の指摘事項のうち、次の4つの事項を重点課題として取り上げ、その改善状況についての自己点検・評価を行った。

- (1) 教授会における入学判定・卒業判定の在り方の適正化
- (2) 「東京福祉大学短期大学部 教授会規程(以下、「教授会規程」という。)」に基づいた教授会議事録の作成
- (3) 防災教育・訓練の実施
- (4) 卒業生対象アンケート調査の将来的実施に向けた準備

平成26(2014)年度の短大自己点検・評価委員会の主な活動は、「(1)前年度に改善した点

を維持し、その定着を図ること」、「(2)短期大学基準協会の基準に沿って滞りなく教育活動が運営されているか」のほか、教育力向上のために全学的に取り組んできた次の2点を重点課題として自己点検・評価を行った。

- (1) カリキュラム・マップの作成及び教育課程の点検
- (2) 卒業レポート発表会の実施

3. 全学的な取り組みで特記すべき事項

(1) 親シラバスの作成及び標準的カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーの素案作り

これまでシラバスの内容は全ての項目において、それぞれの科目担当教員が決定していた。しかし、それでは、科目担当者の変更や同一科目を複数教員で担当した場合において、シラバスの内容に差異が生じる可能性が常にあった。この問題を解消し、教育の質を等しく保証するため、シラバスに記載されている「講義概要」及び「学習目標」（一部「教科書・参考書・教材」を含む）を固定化する作業を行うとともに、今後、各教員はこの固定化された箇所を基に他の項目を記述することとした。なお、本学及び併設する東京福祉大学では、このシラバスを「親シラバス」と呼称している。

この親シラバスは、各科目の責任者を中心に、建学の精神や学位授与の方針、教育課程の方針、教育目標などを考慮しながら検討を重ね、作成している。

また、カリキュラム編成専門部会を中心に、親シラバスの「講義概要」とディプロマ・ポリシーとの整合性を一覧表にした標準的カリキュラム・マップ及び科目履修系統を図式化したカリキュラム・ツリーの素案作りも行われ、平成28(2016)年度末に大学ホームページで公表できるよう準備を進めている。

(2) 第1回ホームカミングディの開催

福祉実習専門部会及び福祉専門職支援室主催により、併設する東京福祉大学と合同の「第1回卒業生ホームカミングディ」を平成28(2016)年2月20日に開催した。このイベントは、卒業生に対するフォローアップ、本学教職員との交流・情報交換等を提供する場として企画され、当日は短大の卒業生も複数名出席した。第1部では、卒業生の現場での活躍を報告、第2部では交流会が行われた。

参加者から大変好評を得ため、今後もこの企画を継続させ、卒業生のネットワークが構築されていくことを期待している。

4. 評価基準に基づく自己点検・評価

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ]

基準Ⅰ-A 建学の精神

[区分]

基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

東京福祉大学短期大学部(以下、「本学」という。)の「建学の精神」は、「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」であり、21世紀の保育社会で活躍できる柔軟で合理的な思考と実践力を備え、未知の問題を切り開くフロンティア精神と人のために尽くす福祉の心を持った保育者として、社会に貢献できる人材を養成するというものである。これは本学の教育理念・理想を明確に示したものであり、この建学の精神を起点として「教育の目的」や「三つの方針(ポリシー)」も定められている。

(2) 建学の精神を学内外に表明している。

「建学の精神」に基づく「教育の目的」及び「人材養成の目標」は次の通りであり、「大学ホームページ」及び「短期大学部案内」等において公表し、学内外へ表明している。

建学の精神

「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」

21世紀の保育社会で活躍できる柔軟で合理的な思考力と実践力を備え、未知の問題を切り開くフロンティア精神と人のために尽くす福祉の心を持った保育者として、社会に貢献できる人材を養成する。

短期大学部の教育の目的

「教育基本法と学校教育法」の精神に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材を育成する。

こども学科の教育の目的

増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能

力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材を養成する。

人材養成の目標

1. 現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家の養成
2. 保護者・家庭・地域社会を連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としてのこどもの専門家の養成
3. 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家の養成

(3) 建学の精神を学内において共有している。

本学の「建学の精神」は、新入生対象のオリエンテーションにおいて、こども学科長から「教育の目的」とともに説明を行っている。このオリエンテーションにおけるこども学科長からの説明の中で、「本学において何を学ぶのか」「将来どのような保育者になって欲しいか」について、その心構えと目標に対する意識付けを行っている。学生に対しては、各 Semester(学期)の始めのオリエンテーションのほか、ホームルーム、授業等においても、「建学の精神」と「教育の目的」を説明し、共有できるよう努めている。また、教職員に対しては、新任教職員及び新任非常勤講師を対象とした研修会をはじめとして、新年仕事初めの会等の式典や毎週木曜日開催の全体ミーティング、教授会等における理事長、学科長等の訓話、その他、学内配布物等を通して、「建学の精神」と「教育の目的」を学内に周知している。

また、本学に入学を希望する者やその保護者・保証人、高等学校の教員等を中心とする一般の方々に向けては、「大学ホームページ」、「短期大学部案内」等において「建学の精神」と「教育の目的」を掲載して示している。さらに、オープンキャンパス及び大学紹介等の高校訪問において、進学を考えている学生やその保護者・保証人、高等学校の教員等にパンフレットを配布し、直接的に「建学の精神」と「教育の目的」を分かりやすく説明している。

(4) 建学の精神を定期的に確認している。

(3)で明記したように、本学では、新任研修会、創立記念日、新年仕事初めの会、また、学内広報誌や大学パンフレットへの記載等を通して、常に「建学の精神」を確認する環境を整えている。また、短大自己点検・評価報告書の作成は毎年短大教員全員が携わっており、短大教員全員が、この基準Ⅰの報告内容とともに「建学の精神」を定期的に確認している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成18(2006)年の開学から現在に至るまで、「建学の精神」について課題は生じていない。また、学内での共有及び定期的な確認、学外への表明も適切に行っており、現状における課題はない。

[テーマ]

基準 I-B 教育の効果

[区分]

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。

本学の「教育の目的」は、建学の精神「理論的・科学的能力と実践能力を統合した社会貢献」に基づいて、「教育基本法と学校教育法に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えると同時に、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材を育成すること」と示されている。また、学科(こども学科)の「教育の目的」を「増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材を養成する。」と明確に示し、この「教育の目的」に基づいて「現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家の養成」、「保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としてのこどもの専門家の養成」、「異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家の養成」を「人材養成の目標」とし、「大学ホームページ」をはじめとする各種媒体・印刷物に明示している。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

こども学科の「教育の目的」は、「東京福祉大学短期大学部 学則」に定められている。学生用の「履修要項」には学則そのものを掲載し、「短期大学部案内」、「大学ホームページ」等に「教育の目的」を掲載・公表し、学内外に周知している。

また、学生に向けては、新入生対象オリエンテーションを始め、ホームルーム、授業等を通して繰り返し説明を行っている。

(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

学生の学習成績や卒業生の就職率・資格取得実績を踏まえて「教育の目的」の達成状況を定期的に点検している。また、その結果を教育課程の編成や具体的な指導方法等の改善に活かしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の「建学の精神」及び「教育の目的」を基に、こども学科の「教育の目的」及び「人材養成の目標」を定め、それらを学習の成果のかたちとして、試行錯誤しながら「教育の目的」の実現と「人材養成の目標」の達成に努めてきた。今後も、「教育の目的」の実現状況及び「人材養成の目標」の達成状況を定期的に点検し、時代の変化に合わせて「教育の目的」及び「人材養成の目標」の見直しを行っていく。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。

こども学科では、次にあげる3つの能力を身に付けさせることを学習成果として表明している。これは建学の精神「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」と教育の目的「教育基本法と学校教育法の精神に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材の育成」を具現化するために必要な能力として、具体的に示したものである。

学習成果(学生が獲得すべき能力)

①現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家としての能力

時代の変化や多様化、増大する保育ニーズに十分対応でき、こどもや家庭に関わるさまざまな問題を発見し解決できる、思考力、創造力、問題発見・解決能力を持った質の高いこどもの専門家を養成する。

②保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力

現在は、保育者が保護者や家庭を対象に心理・社会福祉的援助を行い、また広く地域社会とも連携して子育てに関する問題解決のための援助をしていくことが求められている。本学では、心理カウンセリング科目を配置し、保育ソーシャルワーカー的な基礎知識を備えた人材を養成する。

③異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力

現在、日本では国際化が進み、保育所、幼稚園などにもさまざまな国籍や民族のこどもが入園してきている。このことは本学が所在する群馬県及び近隣各県において特に顕著である。このような時代において、異文化を理解し、異なった文化的背景をもつこどもや保護者にも対応できる国際感覚、思考力・分析力を有し、問題発見・解決能力を有する人材を養成する。

(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。

こども学科の「教育の目的(増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材を養成する。)」及び「人材養成の目標(「現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家の養成」、「保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としてのこども

の専門家の養成」、「異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家の養成」)に基づいて、(1)で明記した3つの能力を身に付けさせることを学習成果として定めている。

この学習成果の具体的な達成指標として、資格・免許の取得者数及び就職率(保育・児童関連施設への就職比率)を掲げ、その実績を点検・確認している。

(3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。

本学では、教務課、就職支援室等の関連事務部署と連携のもと、学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを有している。具体的には、「就職実績(就職率と希望する就職先に就職できたか)」、「資格・免許の取得率」、「単位履修状況」、「GPA(Grade Point Average)」、「各授業科目の成績評価」によって、学習成果を量的・質的なデータとして把握している。また、セメスター(学期)の終わりに実施している「学生による授業評価アンケート」によって学生自身が各科目の学習目標をどれだけ達成できたのか、学習成果を自己評価する仕組みを整備しており、これらのデータを学習成果の向上に役立てている。

(4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。

こども学科の学習成果である就職実績(就職率と希望の就職先に就職できたか)は、「大学ホームページ」、「短期大学部案内」、各種進学情報誌等に掲載して学内外に表明している。

学内においては、就職活動が活発な時期に入る10月頃から、毎週木曜日に行っている全教職員の集まる全体ミーティングにおいて就職支援室より就職内定状況の進捗報告が行われ、3月末には当年度卒業生の最終的な就職率と就職先の報告が行われている。各校舎のエントランスには、学内(教職員・在学生)及び来校者に向けて、資格・免許の取得者と卒業生の就職先を掲示し学習成果を表明している。

本学に入学を希望する者、また、その保護者・保証人及び高等学校の教員に対しては、「短期大学部案内」やパンフレット等を配布するだけでなく、オープンキャンパスや入学課職員による高等学校訪問等の機会を通して、こども学科の学習成果である保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の資格・免許の取得率や就職率(平成26(2014)年、平成27(2015)年及び平成28(2016)年の3月卒業生の就職率100%)を示すとともに、卒業生の多くが保育・児童関連施設等に就職していることを強くアピールしている。

教育課程レベル・授業科目レベルの学習成果である単位の取得状況とGPA等は、各セメスター(学期)終了後に学生本人とその保護者・保証人に通知している。アカデミックアドバイザーはこの学習成果を踏まえて学生一人ひとりに合わせた個別指導を行っている。

(5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

こども学科では、毎年2月の教授会において、卒業・学位授与の判定会議を行っている。その判定結果と資格・免許の取得状況、資格・免許を活かした保育・児童関連施設等の専門職への就職実績を総合して学習成果の点検を定期的に行っている。

また、学生一人ひとりの単位履修状況、GPA等の授業科目レベルの学習成果をセメスター(学期)毎に点検している。

学生一人ひとりの学習成果の獲得状況は、アカデミックアドバイザーが中心となり定期的に点検している。GPAが3セメスター通算して平均2.0未満の学生については、実習要件

や卒業・学位授与認定要件に関わってくるため、積極的に問題解決に向けてアカデミックアドバイザーが指導を行っている。また、本学では、ゼミ制度を導入しており、本学の専任教員の全員が1年から3年までの各学年の学生を2～4名分担して学習指導を行っている（基準Ⅱ-B-2(4)を参照）。このゼミ制度においても学生の個別面談によって、学習成果の点検が行われている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学では、学科の学習成果を量的・質的データとして測定するために、免許・資格の取得状況、就職実績を指標として活用しているが、学習成果の質の向上を目指し、今後、「卒業生へのアンケート調査」及び「就職先からの卒業生に対するアンケート調査」の実施を検討している。平成25(2013)年度より、卒業を迎えた学生に「卒業生へのアンケート調査協力」の依頼を行いはじめ、ある程度の卒業生数になる平成29(2017)年度にアンケート調査を実施し、そのアンケート調査の結果を踏まえ学習成果の質的向上に繋げていくことを計画している。

「平成27(2015)年度 短大自己点検・評価報告書」において、「本学のGPA制度では在学中に一時期不登校となりGPAを大幅に下げた学生が復帰してもGPA2.0以上することが極めて困難な場合があり、そうした学生への救済措置制度の検討が必要である」と記述報告したが、まだ制度変更には至っていない。GPA制度の「公平性」を担保することも重要であるため、このような制度の変更を検討する際には慎重に議論を重ねていく必要がある。したがって、今後も全学教務委員会等で検討を継続するよう働きかけ、学生に不利益が生じないよう努めていくこととする。

基準Ⅰ-B-3 教育の質を保証している。

(1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。

本学は、文部科学省、厚生労働省等の行政官庁等からの通達、学校教育法、児童福祉法、短期大学設置基準法等の関係法令等の変更等を適宜確認し、法令順守に努めている。また、日本私立短期大学協会及び、その関東支部である関東私立短期大学協会の定期総会等には、積極的に参加して情報を得るとともに、学内の教務委員会で法令変更を確認し、教育課程の再編等に反映している。

(2) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。

学習成果として掲げる3つの能力の獲得・達成状況について、機関レベル(大学)・教育課程レベル(学科)・授業科目レベル(授業・科目)ごとに学習成果を査定する方法を有している。それぞれのレベルでの学習成果の査定の結果から分析を行い、課題を発見し、課題に対する改善計画を策定して実行することにより本学の教育の質の向上を目指している。

① 機関レベル(大学)の学習成果の査定

就職実績(就職率、資格・免許を活かした専門分野及び希望の就職先に就職できたか)から学習成果の達成状況を査定する。

② 教育課程レベル(学科)の学習成果の査定

資格・免許の取得状況(保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等)、卒業認定要件達成状況(単履修状況・GPA)から教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を査定する。また、各学年の Semester ごとの単位取得率・成績分布の状況から1年次の基礎力、2年次の実践力、3年次の応用力の獲得状況を学習成果として査定する。

③ 授業科目レベル(授業・科目)の学習成果

シラバスで提示された科目の学習目標に対する成績取得状況及び学生による授業評価アンケート結果から、科目ごとの学習成果の達成状況を査定する。

(3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

本学では、①機関レベル、②教育課程レベル、③授業科目レベルのそれぞれに明確なPDCAサイクルを設け、教育の向上と充実を図っている。

① 機関レベル

Plan : 本学の建学の精神に基づいた短期大学部の教育の目的、こども学科の教育の目的、人材養成の目標、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の明確化。

Do : 教育の目的を達成するための教育活動の実施。

Check : 理事会、教育研究評議会、短期大学部教授会による定期的な点検、学習成果の達成状況による査定。

Action : 理事会、教育研究評議会、短期大学部教授会による定期的な見直し。

② 教育課程レベル

Plan : カリキュラム・ポリシーに基づいて策定された教育課程。

Do : 学習成果を達成するための教育活動の実施。

Check : 短大教務委員会及び短大カリキュラム編成専門部会によるカリキュラムの定期的な点検、資格・免許の取得状況、卒業認定要件達成状況などの確認。

Action : 短大教務委員会及び短大カリキュラム編成専門部会によるカリキュラムの見直し及び改善案の提言。

③ 授業科目レベル

Plan : 科目担当者によりシラバス作成。

Do : シラバスに沿った授業実践(Semester中も教員相互の授業見学やFD研修などにより常に修正を行いながら授業を展開する)。

Check : FD活動や学生による授業評価の実施、成績取得状況の確認など。

Action : 改善策の次年度シラバスへの反映(全シラバスは、学科長及び短大教務委員、短大カリキュラム編成専門部会員の審査を受ける)。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学は、平成18(2006)年4月に開学して今年で11年目を迎えた。これまで、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を遵守し、学校運営を行ってきた。また、学習成果を焦点

とする査定(アセスメント)の方法は、機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベルごとに確立しており、教育の質の保証に向けた適切な措置を行っている。現状において早急に改善すべき課題はないが、平成28(2016)年度から新たに「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」を新設するとともに、現行の3年制課程を「こども教育・保育専攻(3年制課程)」に改編することから、この二つの専攻ともに教育の質を保証し、これまで以上に学生や社会的ニーズに応えられる短期大学を目指していく。

[テーマ]

基準 I-C 自己点検・評価

[区分]

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

自己点検・評価委員会の活動は「東京福祉大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」に基づいて、教学部門と事務部門が連携して行う体制を整備している。平成25(2013)年度以降、短期大学基準協会の第三者評価に基づく評価項目と、本学の重点課題として取り組むべき事項について自己点検・評価を実施し、改善箇所の確認と具体的な改善に取り組んでいる。

(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。

春期中に第1回短大自己点検・評価委員会を開催し、短期大学基準協会が定めた評価基準項目毎に教学部門の担当者を決定し、年間を通して自己点検・評価を行っている。また、短大自己点検・評価委員会の教学系統部会の会議、及び事務系統を含めた全体会議を適宜開催している。

(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

これまで、平成24(2012)年度、平成25(2013)年度及び平成27(2015)年度に自己点検・評価の結果を「自己点検評価報告書」として「大学ホームページ」に掲載・公表している。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

本学の自己点検・評価活動は、短期大学基準協会が定めた評価基準項目を本学専任教員全員に割り振り、全教員はその担当箇所について責任をもって自己点検・評価を行うとともに、その結果を報告書にまとめている。また、自己点検・評価及び報告書の作成は、事務職員と協同して進めており、全教職員が自己点検・評価活動に関与している。

学科長及びALOは、自己点検・評価の状況を統括する体制を整備しており、自己点検・評価活動に全教職員が関与し、学習成果の質的向上と健全な学校法人運営に向けた取り組みに反映させられる努めている。

(5) 自己点検・評価の成果を活用している。

平成24(2012)年度の第三者評価を受審した際に、評価委員から受けた「全ての課題を一気に改善することは困難であるため、毎年重点課題を決め、少しずつ改善を図っていくこと」とのアドバイスを踏まえ、自己点検・評価によって出された課題の中から、毎年改善すべき重点課題を決定し、その改善に取り組んでいる。また、それぞれの重点課題の改善状況については、平成25(2013)年度以降の「自己点検・評価報告書」の冒頭に記載し、改善状況を把握しやすくしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成24(2012)年度に受審した第三者評価の評価結果を踏まえ、平成25(2013)・平成26(2014)年度は、短期大学基準協会から指摘のあった事項を重点課題として、その改善を中心に取り組んできた。平成27(2015)年度以降は、平成31(2019)年度に受審を予定している二度目の第三者評価に向けて自己点検・評価の実施体制の整備を行っていく。また、平成28(2016)年度から保育・幼児教育専攻、こども教育・保育専攻の二つの専攻をもった学科になるため、それぞれの教育課程や教員配置、学生支援の体制、入学者受け入れ状況などについてしっかりと自己点検・評価を行い、改善すべき点があった場合には速やかに対応していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ]

基準Ⅱ-A 教育課程

[区分]

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

本学の「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」は、学則に基づき次の通り定められており、所定の単位を修得するだけでなく、こども学科の学習成果である(1)現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家としての能力、(2)保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力、(3)異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力、を身に付けていることが卒業・学位授与の要件となっている。

学位授与の方針(ディプロマポリシー)

東京福祉大学短期大学部こども学科の学習成果とする、(1)現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家としての能力、(2)保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力、(3)異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力を身につけ、本学学則第14条に示す卒業要件を満たしたものに学位を授与する。

東京福祉大学短期大学部 学則(抜粋)

(卒業要件)

第14条 本学を卒業するためには3年以上在学し、定められた必修授業科目及び選択授業科目を含めて、合計94単位以上を修得しなければならない。ただし、第35条第2項に定めるGPA(グレード・ポイント・アベレージ)の通算が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。

2 前項に定めるもののほか、資格・免許等を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 本学においては、本学で教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について

て修得した単位を、転学の場合を除き、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

また、指定保育士養成施設以外の学校等(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校)で履修した教科目について修得した単位については、転学の場合を除き、本学で設定する授業科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

(短期大学士の授与)

第43条 原則として3年間以上在学し、第14条第1項に定める所定の単位数を修得し、卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

平成28(2016)年度から「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」を新設するにあたり、学則の「卒業要件」及び「短期大学士の授与」の条文に、「この専攻を卒業するためには2年以上在学し、定められた必修授業科目及び選択授業科目を含めて、合計62単位以上を修得しなければならない。」ことを追記する。

(2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。

(1)で明記したように、学則の第14条に「卒業要件」、第43条に「短期大学士の授与」をそれぞれ明記している。

(3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。

「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」は、「履修要項」、「大学ホームページ」等に掲載し、学内外に示している。また、学生へは、春期・秋期のオリエンテーションの際に、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」の詳しい説明を行っている。

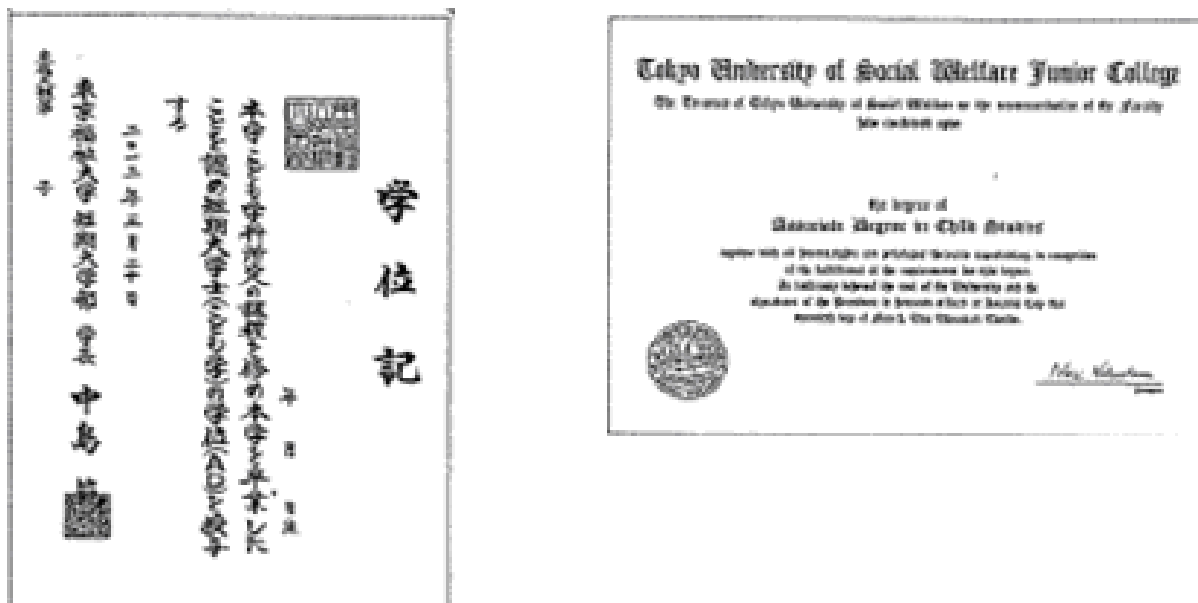
(4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的(国際的)に通用性がある。

こども学科の「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」は、単位の修得状況及びGPAのほか、学習成果として「①現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家としての能力」、「②保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力」、「③異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力」を獲得することを必要としている。

国際化の進む日本において、卒業生の進もうとする保育所や幼稚園等の保育・児童関連施設等には、様々な国籍・人種・民族の異なるこどもが入園してきている。このような時代において、そうした異なった文化的背景を持つ、こどもやその保護者への理解を示し、国際感覚、思考力・分析力、問題発見・解決能力を有する人材が求められており、本学卒業生の高い就職率と希望する進路に進んでいることから、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」は、社会的(国際的)に通用するものと認識している。

また、卒業時には和文と英文の2つの「学位記」を授与している(図Ⅱ-A-①：学位記〔和文・英文〕)。

図Ⅱ-A-① 学位記(和文・英文)



(5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

「建学の精神」、「教育の目的」、「こども学科の人材養成目標」等を踏まえて「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」を定めており、学習成果の獲得状況及び関係法令等の変更を踏まえ、毎年、学科の学位授与の方針の定期的な確認を行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題を記述する。

本学の「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」は、学生の学習成果の獲得状況及び関係法令等の変更を踏まえて確認を行っている。また、学内外に対しても適切に示されており、現状においての課題はない。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。

こども学科の学位は「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」に定める学習成果である、①現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家としての能力、②保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力、③異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力を身につけ、学則に示す卒業要件を満たした者に授与されている。

「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」を具現的に実現するために、1年次に基礎力、2年次に実践力、3年次に応用力を身につけていく体系的に編成された教育課程となっている。これは、本学の「建学の精神」である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し

た社会貢献」に基づくものであり、具体的には、1年次に保育士及び幼稚園教諭としての専門基礎教育、異文化理解等の一般教養を高めるための基礎力を身に付け、2年次に保育施設・幼稚園等での現場実習を通して実践力を身に付け、3年次には「こどもの専門家」としての応用力を培うとともに資格・免許を取得し、卒業していく。

教育課程は、総合教育科目(教養課程)と専門教育科目(専門課程)で構成し、それぞれ必修科目と選択科目で編成している。科目編成にあたっては「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」に学習成果として掲げる3つの能力を身に付けさせることを考慮し、実習の時期を踏まえて各学年に授業科目を配分している。

(2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。

① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」に基づき体系的に編成された教育課程(平成27(2015)年度)の具体的内容は次の通りである。

(ア) 卒業要件

本学の卒業要件は、「東京福祉大学短期大学部 学則」(第3章第18条 卒業要件)の定めにより、3年以上在学し、必修授業科目64単位及び選択授業科目30単位を含めて合計94単位以上を修得し、かつGPAの通算が2.0以上でなければならない(表Ⅱ-A-①：卒業に必要な単位数)。また、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、社会福祉主事任用資格、レクリエーション・インストラクター資格等の資格・免許を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い履修し、所定の単位を修得しなければならない。本学は、原則として全学生が保育士資格を取得することとしており、そのためには合計100単位以上を修得する必要がある。

表Ⅱ-A-①：卒業に必要な単位数

科目区分		要履修単位
総合教育科目	一般教養科目	必修
	現代社会の理解	22単位を含み
	文化や言語の理解	26単位以上修得
	専門基礎教育	
	キャリア開発教育科目	
専門教育科目	こどもの理解・発達支援	必修10単位修得 保育士を取得する場合15単位修得 幼稚園・小学校教諭を取得する場合17単位修得
	保育の内容・方法	必修24単位修得 保育士を取得する場合32単位修得
	子育て支援の理解と方法	保育士を取得する場合6単位を修得
	保育・子育て支援の実践と	必修4単位修得

	展開	保育士を取得する場合15単位修得
	教育	幼稚園教諭を取得する場合14単位修得 小学校教諭を取得する場合50単位取得
卒業要件単位		94単位

※保育士資格取得には、上表の他に「こどもの理解・発達支援」、「保育の内容・方法」、及び「子育て支援の理解と方法」の科目群より6単位修得する必要がある。

(イ) 総合教育科目

総合教育科目は、「一般教養科目」・「現代社会の理解」・「文化や言語の理解」・「専門基礎教育」・「キャリア開発教育科目」の5つの区分から成っている。

「一般教養科目」では、「情報機器の操作Ⅰ」・「健康・スポーツ」・「健康科学」・「文章表現」を必修とし、短期大学程度の一般教養を身に付けさせている。また、「乳幼児の脳機能」・「レクリエーション理論」等、保育及び幼児教育の専門教育に関連した科目も選択科目として開設している。

「現代社会の理解」では、こどもの専門家としての倫理観を養い、こどもの人権に対する正しい認識と人権擁護について理解させるために「人権教育(こどもの人権を含む)」を必修科目としている。また、「法学(憲法を含む)」・「ボランティア論」・「少年と犯罪」・「ジェンダー論」の4科目を選択必修として、現代社会を取り巻く様々な問題への理解を深化させている。

「文化や言語の理解」では、国際化と様々な異国の文化を理解することを目的とし、「アメリカの文化と言語Ⅰ」を必修とするとともに、近年在留者が増加している中国及び韓国のそれぞれの文化や言語を学ぶ科目を選択科目として学ばせている。

「専門基礎教育」では、現代社会における社会福祉の全体像を把握する「社会福祉」と「児童家庭福祉」、保育・子育ての本質や目的を学ぶ「保育原理」を必修科目としている。

「キャリア開発教育科目」では、大学生や社会人にとって必要な基礎的知識を習得するとともに「こどもの専門家」としての職責を担う土台作りをするため「基礎演習Ⅰ」・「基礎演習Ⅱ」を1年次に必修科目として受講させている。2年次及び3年次では、保育士として必要とされる専門知識・技術を総合的に学びつつ、保育士として働くことの意義や就職へのアドバイス、就職試験や面接試験の対策、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目的とした「キャリア開発演習Ⅰ」・「キャリア開発演習Ⅱ」を開設している。

総合教育科目の必修26単位の内、10科目20単位を必ず1年次に修得させ、専門分野を学んでいく上で必要な基礎固めを行っている。

平成28(2016)年度から新設される「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」及び「こども教育・幼児教育(3年制課程)」の総合教育科目については、現行科目と変更はない(それぞれの専攻において科目配当年次は異なる)。

(ウ) 専門教育科目

専門教育科目は、「こどもの理解・発達支援」・「保育の内容・方法」・「子育て支援の理解と方法」・「保育・子育て支援の実践と展開」・「教育」の5つの区分で編成しており、それぞれの科目構成は次の通りである。

「こどもの理解・発達支援」では、保健や心理、教育、栄養等、様々な面から子どもを理解するために、「教育原理」・「発達心理学Ⅰ」・「障害児保育」・「こどもの食と栄養」・「こどもの保健Ⅰa」の必修科目のほか、「幼児理解」・「こどもの保健Ⅰb」・「こどもの保健Ⅱ」・「発達心理学Ⅱ」・「教育心理学」の選択科目で構成している。

「保育の内容・方法」では、「保育内容総論」をはじめ「保育内容(言葉)・(環境)・(人間関係)・(表現)・(健康)」の5領域、乳児保育の理論や知識・技術を学び、乳児保育の保育計画や指導計画、保育形態と保育の環境構成について学ぶ「乳児保育Ⅰ」、また、保育の内容を理解し展開するための知識・技術の習得として「音楽基礎Ⅰ」・「音楽基礎Ⅱ」・「こどもの音楽Ⅰ」・「図画工作Ⅰ」・「幼児体育」の必修科目のほか、「社会的養護」・「社会的養護内容」・「乳児保育Ⅱ」・「こどもの音楽Ⅱ」・「図画工作Ⅱ」・「カリキュラム論」・「保育表現技術演習」の選択科目で構成している。

本学の教育課程の特色の一つとして、「子どもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成する」という教育の目的を具現化するために、「子育て支援の理解と方法」の科目区分では、保育士資格の取得に必修となる科目の「相談援助演習」・「家庭支援論」・「保育相談支援演習」のほか、「臨床心理学」・「カウンセリングの基礎」・「学習困難児指導法」・「多文化保育・子育て演習」・「子育て支援論」の選択科目で構成している。「保育・子育て支援の実践と展開」では、それまでに学んだ知識・技術を専門演習や保育実習を通して実践力へとつなげていく科目として、「専門演習Ⅰ」・「専門演習Ⅱ」の必修科目のほか、「保育実習指導Ⅰ(保育所)」・「保育実習指導Ⅰ(施設)」・「保育実習指導Ⅱ」・「保育実習指導Ⅲ」・「保育実習Ⅰ(保育所)」・「保育実習Ⅰ(施設)」・「保育実習Ⅱ」・「保育実習Ⅲ」・「保育・教職実践演習」等の選択科目で構成している。

「教育」では、幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状を取得するために必要な科目を開設している。幼保一元化を見据えて、ほとんどの学生が幼稚園教諭二種免許状を取得するため、必修科目「幼児教育方法論」・「国語(書写を含む)」・「幼稚園教育実習指導Ⅰ・Ⅱ」・「幼稚園教育実習Ⅰ・Ⅱ」・「教育法規」・「教育相談(カウンセリングを含む)」等を受講している。

平成25(2013)年度以降、教育課程に変更はないが、平成26(2014)年度より教育の充実を図るために、「専門演習Ⅱ」において卒業年次生全員に卒業レポートの作成を課している。最終的に各研究指導教員が担当した学生の中から1名を代表として選出し「卒業レポート発表会」を開催している。この「卒業レポート発表会」には1・2年次生も全員出席している。平成27(2015)年度は、本学の全教員が研究指導にあたり、卒業年次生全員が(共通フォーマットを基にした)A4用紙4ページ分の卒業レポートを作成した。「卒業レポート発表会」は、平成27(2015)年度から司会進行も学生自らが引き、より学生主体の行事として発展しており、この「卒業レポート発表会」は、本学の定例行事として、短大パンフレットの年間行事日程に掲載している。

平成28(2016)年度から新設される「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」の専門教育科目については、現行科目から小学校教諭二種免許状取得に必要な科目を除いた科目編成となる。「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の専門教育科目については、現行科目と変更はないが、文部科学省からの指摘により教職科目を中心にいくつかの科目配当年次を変更し

ている。

(エ) 資格取得に関するシステム

本学では、全学生が保育士資格を取得することを原則としているが、課程認定により選択希望者には幼稚園教諭二種免許状や小学校教諭二種免許状を取得することも可能である。将来、幼稚園と保育所の機能を一元化した総合施設が、地域にも拡充されることを念頭に、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方の資格・免許を有することが求められており、保育士資格とともに教職課程の選択による追加履修によって幼稚園教諭二種免許状の取得も推奨している。

それぞれの資格・免許を取得するために各学年で何を学び、何を身に付けなければならないか、履修要項に各資格・免許の取得のための「履修モデル」を分かりやすく記載している。

また、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状の各資格・免許状の取得に必要な必修科目として、保育士資格であれば「指定保育士養成施設指定基準」及び「保育実習実施基準」に基づいた授業科目を、幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状であれば「教育職員免許法」に基づいた授業科目を設定しており、履修科目、履修年次、履修単位数等を一目で理解できるようまとめている。さらに、社会福祉学部保育児童学科の4年次へ編入し、幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する学生にもそのための履修モデルも示しており、入学時から卒業後まで学生の多様なニーズに対応できるよう授業科目を編成している。

なお、本学では3年制の修業期間を活かし保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状等を取得するための専門科目や実習に必須の事前事後指導及び各実習が以下(表Ⅱ-A-②：実習スケジュール)のように用意され、計画的かつ段階的に保育及び幼稚園教育実習に関する知識や技能の修得が時間的余裕を持ってできるように配慮している。

1年次では、保育・幼児教育の基本的理解を図る科目を修得するとともに「幼稚園教育実習指導Ⅰ」を修得する。2年次では、「保育実習指導Ⅰ(保育所)」→「保育実習Ⅰ(保育所)」、「保育実習指導Ⅰ(施設)」→「保育実習Ⅰ(施設)」と連続性を持たせている。同様に幼稚園教育実習は、先に触れたように1年次に「幼稚園教育実習指導Ⅰ」、2年春期に「幼稚園教育実習Ⅰ」を、さらに秋期には「幼稚園教育実習指導Ⅱ」を履修する。3年次には応用力を養うために、春期に「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習指導Ⅲ」のいずれかの科目を選択履修し、夏休みに「保育実習Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」を履修する。幼稚園教育実習は、3年次春期に「幼稚園教育実習Ⅱ」を実施する。また、小学校教諭2種免許状取得のために、3年制の修業期間を活かして計画的・段階的に「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」等を修得できるようにしている。「小学校教育実習指導」については2年次に実施し、その成果を活かして2年次、3年次に「小学校教育実習Ⅰ」、「小学校教育実習Ⅱ」を実施している。「小学校教育実習Ⅰ」、「小学校教育実習Ⅱ」は連続して履修することも可能である。「教育実習」のまとめは教育実習終了時の3年次秋学期に実施している。なお、実践的な指導力を確認するための「保育・教職実践演習」及び「教職実践演習(小学校)」は3年次秋学期に履修することとしている。

表Ⅱ-A-②：実習スケジュール

	1年次 秋期	2年次 春期	2年次 夏休み	2年次 秋期	2年次 春休み	3年次 春期	3年次 夏休み	3年次 秋期
保育実習		保育実習指導Ⅰ (保育所)	保育実習Ⅰ (保育所) (12日間)	保育実習指導Ⅰ (施設)	保育実習Ⅰ (施設) (12日 間)	保育実習指導Ⅱ (保育所) またはⅢ(施設) ※選択必修	保育実習Ⅱ (保育所) またはⅢ(施設) (12日間) ※選択必修	
幼稚園教育実習	幼稚園教育実習指導Ⅰ	幼稚園教育実習Ⅰ (6月、10日間)		幼稚園教育実習指導Ⅱ				教職実践演習 (幼稚園)
小学校教育実習		小学校教育実習指導	小学校教育実習Ⅰ(10日間)			小学校教育実習Ⅱ(10日間)		小学校教育実習指導 教職実践演習 (小学校)

平成28(2016)年度から新設される「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」の実習時期は、教育課程及び科目配当年次の都合により「保育実習Ⅰ(施設)」を1年次末の2月末頃、「保育実習Ⅰ(保育所)」を1年次末の3月、「保育実習Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」は2年次夏休みに実施することを予定している。また「幼稚園教育実習Ⅰ」は2年次春期6月の学外実習期間に、「幼稚園教育実習Ⅱ」は2年次春期終了後の9月末に予定している。「こども教育・保育専攻(3年制課程)」は、保育実習時期に関しては現行と変更はない。「幼稚園教育実習Ⅰ」及び「小学校教育実習Ⅰ」については2年次春期終了後の9月末、「幼稚園教育実習Ⅱ」及び「小学校教育実習指導Ⅱ」は現行と同じ3年次6月の学外実習期間での実施を予定している。

② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。

学則第35条第1項及び第2項に定める通り、本学の成績評価の方法としてGPA制度を導入しており、5段階(A・B+・B・C・F)の成績評価に対して4・3・2・1・0のポイントを付与し、この単位あたりの平均が3セメスター(1年半)連続してGPA2.0未満の学生に対しては、学科長等から学生に学習指導・生活指導が行われ、それでも学力不振が続いた場合に退学を勧告することになっている。このようなGPA制度による厳しい基準を設けることにより、学生が単に単位を取るだけではなく、より高い学習成果を得られるよう図っている。

③ シラバスに必要な項目(達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)が明示されている。

新年度のオリエンテーションの際に、全学生に配布しているシラバスには、各授業科目の詳細について次の14項目を明示している。また、平成26(2014)年度より授業科目の学習段階の位置付けや順序等の体系性を明示するためにナンバリング制度を導入し、シラバスに記載している。平成27(2015)年度からは教育の質を保証するため親シラバスを作成し、

「7. 講義概要」と「8. 学習目標」(一部「10. 教科書・参考書・教材」を含む)を固定化している。これにより、担当者の変更や同一科目を複数教員で担当した場合による差異が出ないように全シラバスの整備を行っている。

1. 科目名(単位数)
2. 授業担当教員
3. 科目番号(ナンバリング)
4. 授業形態
5. 開講学期
6. 履修条件・他科目との関係
7. 講義概要
8. 学習目標
9. アサイメント(宿題)及びレポート課題
10. 教科書・参考書・教材
11. 成績評価の方法
12. 受講生へのメッセージ
13. オフィスアワー
14. 授業展開及び授業内容

初回授業のオリエンテーションでは授業科目の学習目標や成績評価の方法を中心に講義概要等を説明している。また、セメスター終了時に実施する「学生による授業評価アンケート」では、「シラバスに基づいて授業が行われたか」「学習目標を達成できたか」といった評価項目もあり、その結果が教員に還元され教育の質の保証に活かされる仕組みができています。

④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業(添削等による指導を含む。)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。

通信教育課程では、基本的に通学課程と同じカリキュラム編成を採用しており、卒業・学位授与の要件となる単位数も通学課程と同様に94単位以上と定められている。開設科目は総合教育科目と専門教育科目に区分され、総合教育科目を26単位以上、専門教育科目を68単位以上、合計94単位以上に設定している。なお、「短期大学通信教育設置基準」に基づき、卒業要件単位数のうち、面接授業(スクーリング)単位を23単位以上修得することが、卒業要件として定められている。また、本学通信教育課程では、通学課程と同等の資格・教員免許状の取得も可能となっている(表Ⅱ-A-③：通信教育課程の開講科目と実施方法)。

科目履修方法は、次の記号で表している。R(レポート+科目終了試験)、SR(レポート+科目終了試験+スクーリング)、S(スクーリング)、P(実習)。S履修科目及びP履修科目は、1単位あたり面接授業1単位分として換算され、SR履修科目は、1科目で面接授業1単位分として換算される。

通信教育課程の授業の実施方法は、「短期大学通信教育設置基準」第三条(授業の方法等)、

第五条(単位の計算方法)に基づき、印刷教材等による授業、面接授業、又は印刷教材等による授業及び面接授業を併用した授業を中心に、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

印刷教材等による授業は、主としてあらかじめ指定した教科書等の教材を本学より学生へ配付し、学生は教科書、参考文献等を使用し、シラバスで示された科目概要、学修内容等を中心に自宅などで学修を進め、自身の学修進度に応じてレポートを作成の上、所定の期間に郵送等の方法により本学へ提出を行い、教員による添削指導を受ける。また、レポートを提出した科目については、所定の会場へ来場の上、論述式を中心とした科目終了試験を受験し、教員による評価を受けることにより、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容を実施している。

面接授業の講義及び演習においては、1単位あたり授業15時間及びその予習復習等の教室外学修30時間をもって構成し、本学が定める科目ごとの日程の中から、学生は自己のスケジュールや自身の学修進度に応じて申込みの上、教員による集中講義型を中心とする授業(スクーリング)を受講し、講義・演習を通して理解を深める。評価は、スクーリングの最後に、授業時間とは別に実施するスクーリング修了試験を受験し、出席状況等を踏まえ、教員が総合的に判定を行っている。また、実習においては、1単位あたり45時間の範囲内で、主に保育士、幼稚園教諭等の資格を登録する学生を中心に、実際の現場に一定期間通いながら指導を受け、その資格・仕事に対する心構えと、仕事の中で必要となる力を身につける実習を実施し、本学にて評価を行っている。

印刷教材等による授業、面接授業、実習は適切に実施されており、現状において課題は生じていない。

放送授業、メディアを利用して行う授業については、本学でも将来的な導入に向けて平成27年4月に規程の改定を行った(「東京福祉大学短期大学部 通信教育課程に関する規程」第5条、第6条、第8条、第14条)。

表Ⅱ-A-③：通信教育課程の開講科目と実施方法

授業形態	実施方法	実施科目数
印刷授業(R履修)	レポート及び科目終了試験で単位修得	40科目
面接授業(S履修)	本学の教員からスクーリングで直接講義を受け、定められた試験に合格することで単位修得	9科目
印刷授業＋面接授業(SR履修)	印刷授業と面接授業の両方に合格することで単位修得	56科目
実習(P履修)	現場での実体験による学習	5科目

(3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。

本学では、短期大学設置基準及び指定保育士養成施設基準を超える専任教員数を確保している(詳細は基準Ⅲ-A：人的資源を参照)。また、東京福祉大学の社会福祉学部・教育学部・心理学部の各学部からの専任教員もそれぞれの専門性と資格・業績に即して兼任教員として配置している。

平成28(2016)年度「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」の新設に伴い、東京福祉大学社会福祉学部保育児童学科から5名の教員が本学に異動となり、また新規に教員15名を採用し、設置認可を得る上で十分な教員数を確保した。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

本学では、カリキュラムの定期的な確認と見直しを行う組織として、「短大カリキュラム編成専門部会」を設置しており、平成26(2014)年度においては、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」とシラバスとの整合性を確認し、カリキュラム・マップを作成している。また、平成27(2015)年度には、親シラバス、標準的カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリー(素案)を作成し、教育課程の定期的な点検に活用できるよう整備を進めている。

平成28(2016)年度から「保育・幼児教育専攻(2年制)」を新設することにともない、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)は次の通りに変更することとなった。

【現行】

1年次に基礎力、2年次に実践力、3年次に応用力を身につける教育課程の積み上げによって学習成果を達成することである。これは、本学の建学の精神「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」に則ったものであり、1年次に保育士及び幼稚園教諭として専門基礎教育や異文化理解、一般教養を高めるための基礎力を、2年次に保育や幼稚園実習を中心とした実践力を高め、3年次にはこどもの専門家としての応用力を培う中で、資格・免許を取得し、卒業要件を満たす。

【平成28(2016)年4月より】

こどもの専門家としての能力を培うには、基礎力ならびに実践力に加え、あらゆる状況に対応できる高度に専門的な知識・技術を身につける系統的な教育課程が大切である。これは、本学の建学の精神「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」に則ったものであり、「保育・幼児教育専攻」は2年課程の中で乳幼児期を中心に、「こども教育・保育専攻」は3年課程の中で乳幼児期から児童期までを見通して、総合教育科目や、保育実践及び子育て支援にかかわる知識や技能を学ぶ専門科目により、多様な保育ニーズに対応でき得る専門性を身につける。

【通学課程】

*** 保育・幼児教育専攻(2年制課程)**

保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得を目標とする。

*** こども教育・保育専攻(3年制課程)**

保育士資格、幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状の取得を目標とする。

【通信教育課程】

*** 幼児教育専攻(2年制課程)**

幼稚園教諭二種免許状の取得を目標とする。

*** こども教育・保育専攻(3年制課程)**

保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得を目標とする。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成26(2014)年度からナンバリング制度の導入とカリキュラム・マップが作成され、また、平成27(2015)年度には親シラバス及びカリキュラム・ツリー(素案)が作成されたことで、教育課程の定期的な確認と見直しのためのシステムが整備・確立されつつある。平成28(2016)年度は、これらのカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを全学的に統一したものに整え、大学ホームページ上に掲載し、本学の体系的に整った教育課程を学内外に公表していく予定である。

平成28(2016)年度から二つの専攻となるが、これらの教育課程については現行の教育課程を基にしていること、また文部科学省からの指摘を盛り込んでいることから、現状における課題はない。なお、平成28(2016)年度入学生が卒業する平成30(2018)年度末までに教育課程及び科目配当年次の見直しを実施し、より一層教育の充実を図っていく。

また、「平成27年度 東京福祉大学短期大学部自己点検・評価報告書」の基準Ⅱ-A-2で触れた「認定ベビーシッター」の資格については、平成28(2016)年度入学生が2年次となる平成29(2017)年度から、公益財団法人保育サービス協会の認定ベビーシッター資格取得指定校として指定を受ける計画となっている。

放送授業、メディアを利用して行う授業は、本学でも将来的な導入に向けて平成27年4月に規程の改定を行ったが、平成27年度における本学開設科目の導入実績はまだない。今後、学生の利便性の向上や教育内容のより一層の充実をはかるため、対象科目の選定・検討等を行い、実施体制の整備を進めていく。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。

本学の、「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」は、本学の「教育の目的」とこども学科の「教育の目的」に定める学習成果に対応して次の通り明確になっている。

入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)

東京福祉大学短期大学部こども学科では、増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材の養成を教育の目的としています。その達成に向け、双方向対話型の教育を実践しています。レポートの作成やグループディスカッションを日々の授業に多く取り入れ、学生主体に学ばせながら「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を身につけていきます。

本学の入学者選抜試験では、こうした教育により、能力を伸ばせる学生を選抜することに主眼を置いています。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な

な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、多様な入試方法で選抜試験を実施します。

ここで最も大切なことは、一人ひとりが個性を伸ばしていくためには、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意・学問領域への関心が不可欠であるということです。東京福祉大学短期大学部では、次にあげるような専門家への適性を持つ方にぜひ入学していただきたいと考えています。意欲・熱意のある皆様からの出願をお待ちしています。

- ①東京福祉大学短期大学部の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲
- ②本学の人材養成の目標に掲げる専門家になりたいという強い熱意
- ③他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」「人間性」

(2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確にしている。

「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」では、入学前の学習成果の把握・評価について、「読む力」「論理的思考力」「書く力」等の学問・研究に必要な基礎的な能力について入学者選抜試験を実施すると明示している。

さらに、「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」には入学前の学習を促すため、「高等学校で学習しておくとう望ましい科目等について」明記している(表Ⅱ-A-③：高等学校で学習しておくとう望ましい科目等)。

表Ⅱ-A-③：高等学校で学習しておくとう望ましい科目等

力を入れて学習しておくとう望ましい事柄	主な科目例等
読む力、書く力、考える力を伸ばすこと	国語表現、国語総合など
パソコンで情報を収集し、レポートにまとめる力を伸ばすこと	国語表現、社会と情報、情報の科学など
時事問題、社会問題に関心を高めること	現代社会など

(3) 入学者選抜の方法(推薦、一般、A0選抜等)は、入学者受け入れの方針に対応している。

本学の入学試験は、A0(Admission Office)入試、推薦入試(公募制学校推薦・指定校推薦・自己推薦)、一般入試(A方式・B方式・C方式)、及び特別選抜入試(社会人・帰国生徒・外国人留学生)の4つの選抜方法で実施されている(表Ⅱ-A-④：入学試験選抜方法と試験科目・概要)。いずれの試験方法も「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき、単に知識の有無を問う問題だけでなく、思考力・判断力・表現力等の受験者の持っている潜在的可能性を評価できるような記述式の問題が中心となっている。

A0入試では、事前にオープンキャンパスに参加することを条件としており、本学の教育内容や教育実践を理解し、「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する人物で「本学の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲」「本学の人材養成の目標に掲げる専門家になりたいという強い熱意」「他人を大切にする「や

さしさ」「思いやり」「人間性」を持った者を求めている。そのうえで、出願前のA0入試エントリー登録日の事前面談等において、本学への進学意向や適性を確認するため、①オープンキャンパス(または説明会)の感想等をまとめる「キャンパス体験レポート」の作成、②面談を行う。面談においては自分で選んだ絵本(絵本の種類・内容は自由)を持参し、その絵本について自由に発表を行い、さらに、本学を志望した動機や意欲、高校生活について質問することで、「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」及び教育方針についての理解を深める機会としている。これらを踏まえ決定した登録者は、A0入試に出願をし、書類選考(必要に応じて面接)が行われる。

推薦入試においては、「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する人物であることが出願・推薦の要件となることを募集要項に明記している。試験科目は小論文(指定校推薦除く)と集団方式の面接を課しており、これらの課題や面接方式も「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」及び教育方針に対応したものとなっている。また、特別選抜入試(社会人・帰国生徒)においても同様の選抜方法がとられている。特別選抜入試(外国人留学生)においては、試験科目に日本語筆記試験と集団方式の面接を課している。

一般入試における本学独自の試験問題作成にあたっては、「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に基づく作問方針に留意し、問題を作成している。

表Ⅱ-A-④：入学試験選抜方法と試験科目・概要

入試方法		試験科目
A0入試		書類選考(必要に応じ面接)
推薦入試	公募学校推薦及び自己推薦	①小論文 ・当日配付する課題文を読み、自分の意見を入れて論旨をまとめる(60分、600字～800字)。 ②面接 ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は集団面接方式。面接委員4名に対して原則として受験者5名。1グループ30分程度の時間で、いくつかの質問を行う。 ③書類選考 ・調査書は特記事項等を含み総合的に活用する。 ・日本英語検定協会または全国商業高等学校協会英語検定・TOEFL・TOEIC・GTEC for STUDENTSのスコア等は書類選考に加算する。
	指定校推薦	①面接 ・面接委員2名に対し原則として受験者5名の集団面接。 ・各出身校から推薦された生徒であることを踏まえ、本学で模範となる学生として勉学に励んでもらえるよう、本学の教育理念や方針を理解する場として面接を実施する。面接では、志望理由、教育理念・教育方針、指定校推薦制度、将来の目標等について試問する。 ②書類審査 ・調査書は特記事項等を含み総合的に活用する。
一般入試	A方式	①コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ 200点 ②国語総合(古文・漢文を除く) 200点 ③選択科目 100点 [地理歴史(日本史B、世界史B)、公民(現代社会)、数学Ⅰ・Aより1

		科目選択]
	B方式 (センター利用)	【大学入試センター試験】 ①国語(近代以降の文章) 100点 ②選択科目 100点 [外国語(英語<リスニングを含む>)、地理歴史(日本史A、日本史B、世界史A、世界史B、地理A、地理Bから1)、公民(現代社会、倫理、政治・経済、『倫理、政治・経済』から1)、数学(数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ、数学Ⅱ・数学B、簿記・会計、情報関係基礎、工業数理基礎[旧教育課程履修者のみ選択可]から1)、理科(ア：物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎から2 イ：物理・化学・生物・地学から1 のアまたはイいずれか1)から1科目選択] 【個別学力検査】 実施しない
	C方式	国語総合(古文・漢文を除く)、 コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、数学Ⅰ・A 3科目から2科目選択 各科目100点
特別選抜入試	社会人 帰国生徒	①小論文 ・当日配付する課題文を読み、自分の意見を入れて論旨をまとめる(60分、600字～800字)。当日の課題文は社会問題に関するテーマになる予定。 ②面接 ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は集団面接方式。面接委員4名に対して原則として受験者5名。1グループ30分程度の時間で、いくつかの質問を行う。 ③書類選考
	外国人留学生	①日本語筆記試験 ・本学に入学後、能力を伸ばしていくために必要な日本語力を確認するために実施する。(60分) ②面接 ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は面接委員4名による集団面接で、いくつかの質問を行う。 ③書類選考

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在、本学の「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」は、「募集要項」「短期大学部案内」「大学ホームページ」にそれぞれ明記しており、入学希望者だけでなく広く一般に本学の「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」を知ってもらう機会を設けており、現状における課題はない。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定(アセスメント)は明確である。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。

こども学科の教育課程は、3年制短期大学としての利点を活かし、1年次は保育士及び幼稚園教諭として基礎力、2年次は実践力、3年次にはこどもの専門家としての応用力、を身につけるための科目編成がされている。「履修要項」には、各学年次で学ぶべき授業科

目・内容と必修単位数等を明示するとともに、資格・免許の取得のための履修モデルを分かりやすく掲載している。

授業科目レベルの学習成果は、「シラバス」の学習目標に示されており、授業展開及び授業内容には、各回授業の学習内容が示されているため、学生は学習内容と求められる学習成果を事前に確認することができる。

(2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。

こども学科の教育課程は、3か年をもって卒業・学位授与に必要となる単位を習得するよう編成されており、各セメスター(学期)のオリエンテーションにおいて、アカデミックアドバイザーと教務課職員が連携して、学習内容の詳細な説明と無理のない履修指導を行っている。また、1セメスター(学期)に履修可能な最大単位数を設定し、履修登録に際してGPAに応じて履修可能単位数の上限が定められている。上限を定める理由として、成績不振にも関わらず、幼稚園・小学校教諭免許の取得を希望する学生が多くの授業科目を履修し、結果的にGPAを下げ、卒業自体が危くなるといった問題が発生しないようにするためである。現状、学生の単位取得状況や成績評価の分布において特に問題は起きておらず、平成27(2015)年度卒業生の場合、1年次春期99.5%、秋期99.8%、2年次春期98.7%、秋期99.5%、3年次春期99.7%、秋期99.0%であり(表Ⅱ-A-⑤：平成27(2015)年度卒業生の各セメスターにおける単位取得率一覧)、成績評価の分布は、(表Ⅱ-A-⑥：平成27(2015)年度卒業生の各セメスターにおける成績分布)に示すの通りであり、単位取得と成績評価の状況から学習成果の達成度は高いと判断できる。

また、アカデミックアドバイザーが、セメスター(学期)ごとに担当する学生の授業科目別の履修状況及び成績評価、学習成果の達成度を確認し(補足資料1：個別学習調査票)、休講期間中、及びオリエンテーション等で新学期の学習に向けての必要な指導(個別面談等)を行い、新学期の履修が円滑に進むようにしている。

特に成績が不良な者に対しては、個別面談を通して、成績不良に陥った原因を振り返らせ、授業中の態度、予復習の状況、アルバイトの状況等を確認させ、生活態度、将来の展望等を考えさせ、学習へ意欲を向けるよう指導している。本学では、成績不良者への具体的指導内容を文書で学科長に報告しており、教育課程の学習成果は、達成していると認識している。

表Ⅱ-A-⑤：平成27(2015)年度卒業生の各セメスターにおける単位修得率一覧

単位取得 成績判定	1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	3年 春期	3年 秋期	全体の 平均値
合格 (A・B+・B・C)	99.5%	99.8%	98.7%	99.5%	99.7%	99.0%	99.4%
不合格 (F)	0.5%	0.2%	1.3%	0.5%	0.3%	1.0%	0.6%


表Ⅱ-A-⑥：平成27(2015)年度卒業生の各 Semester における成績分布

評価		1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	3年 春期	3年 秋期	全体の 平均値
合格	A	56.2%	67.5%	48.6%	58.1%	72.0%	77.7%	61.0%
	B+	35.9%	26.5%	34.8%	28.8%	20.4%	15.5%	28.9%
	B	6.9%	4.3%	10.9%	11.5%	5.7%	3.9%	7.7%
	C	0.5%	1.4%	4.5%	1.1%	1.6%	1.9%	1.8%
不合格	F	0.5%	0.2%	1.3%	0.5%	0.3%	1.0%	0.6%

補足資料1：個別状況調査票

個別状況調査票

(平成24年6月15日現在)

学籍番号		氏名							
入学年度	年	(高校卒年)						専攻	
出身高等学校等		()							
履修状況	修得済単位数	科目						単位	
成績状況									
	1年春	1年秋	2年春	2年秋	3年春	3年秋	4年春	4年秋	総合
A	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
B+	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
B	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
C	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
F	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
GPA									
社会福祉援助技術現場実習、精神保健福祉援助実習、保育実習等の概況									
施設種別		施設名							
1.		1.							
2.		2.							
3.		3.							
教育実習の概況									
免許状種別		実習校名							
1.		1.							
2.		2.							
3.		3.							
出席状況									
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div>		90%以上 … 優 60%以上 … 可							
		70%以上 … 良 59%以下 … 不可							

(3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。

本学では、保育士資格は原則全学生が取得を目指すことが履修要項等に明記されている。幼稚園教諭二種免許及び小学校教諭二種免許は希望者のみとなっているが、大半の学生は幼稚園教諭二種免許の取得を希望している。

平成25(2013)年度の保育士資格取得者は27名(30名中27名取得・取得率90.0%)、幼稚園教諭二種免許取得者は25名(希望者25名中25名取得・取得率100.0%)、小学校教諭二種免許取得者は2名(希望者2名中2名取得・取得率100.0%)であり、平成26(2014)年度の保育士資格取得者は29名(31名中29名取得・取得率93.5%)、幼稚園教諭二種免許取得者は30名(希望者30名中30名・取得率100.0%)、小学校教諭二種免許取得者は1名(希望者1名中1名取得・取得率100.0%)であり、平成27(2015)年度の保育士資格取得者は32名(32名中32名取得・取得率100.0%)、幼稚園教諭二種免許取得者は29名(希望者29名中29名・取得率100.0%)、小学校教諭二種免許取得者は0名(希望者0名)となっており、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許においては、開学より多くの学生が資格を取得しており、資格・免許取得率の高さも維持されている。

また、卒業・学位認定については、平成26(2014)年度は31名中31名(100.0%)、平成27(2015)年度は33名中32名(97.0%)が、卒業・学位認定されており、こちらも高い水準を維持している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。

教育課程の学習成果に実際的な価値があることは、「表Ⅱ-A-⑦：平成24年度～平成27年度卒業生の通算GPA平均値一覧」に示した通りである。平成24年度卒業生(第5期生)のGPA平均値は3.11、平成25年度卒業生(第6期生)のGPA平均値は3.21、平成26年度卒業生(第7期生)のGPA平均値は3.28、平成27年度卒業生(第8期生)のGPA平均値は3.48であり学習成果が良好であることがGPA数値にも表れている。

平成25(2013)年度卒業生の就職率は100.0%(30名中5名は社会福祉学部保育児童学科へ編入)、就職者のうち一般企業を除く福祉・教育施設への就職率は76.0%(就職希望者25名中19名)であった。平成26(2014)年度卒業生の就職率は100.0%、就職者のうち一般企業を除く福祉・教育施設への就職率は76.7%(就職希望者30名中23名)であった。平成27(2015)年度卒業生の就職率は100.0%、就職者のうち一般企業を除く福祉・教育施設への就職率は約84.4%(就職希望者32名中27名)であった。(「表Ⅱ-A-⑧：卒業生の就職率」「表Ⅱ-A-⑨：卒業生の就職先とその分布」を参照)。

このように本学の教育課程の学習成果は、高い就職率や希望する就職先への就職した人数からもその価値を確認することができる。

表Ⅱ-A-⑦：平成24年度卒業生～平成27年度卒業生の通算GPA平均値一覧

卒業年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	各年度総合
GPA平均値	3.11	3.21	3.28	3.48	3.27

表Ⅱ-A-⑧：卒業後の就職率

卒業年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
就職率	96.9%	100.0%	100.0%	100.0%

表Ⅱ-A-⑨：平成24年度卒業生～平成27年度卒業生の卒業後の就職先とその分布

就職先	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
幼稚園・保育所等	19	61.3	14	56.0	16	53.3	20	62.5
児童施設	2	6.5	1	4.0	5	16.7	2	6.3
障がい児施設	1	3.2	1	4.0	1	3.3	1	3.1
法人一括	2	6.5	0	0.0	0	0.0	3	9.4
公務員	1	3.2	1	4.0	0	0.0	1	3.1
社協・事業団	0	0.0	1	4.0	0	0.0	0	0.0
公立学校	0	0.0	1	4.0	0	0.0	0	0.0
病院	0	0.0	0	0.0	1	3.3	0	0.0
一般企業	6	19.3	6	24.0	7	23.3	5	15.6
合計	31	100.0	25	100.0	30	100.0	32	100.0

(5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

こども学科の機関レベルの学習成果は、就職率と資格・免許を活かした希望する就職先への就職実績により、教育課程レベルの学習成果は、資格・免許の取得状況、単位修得状況、学業成績・GPA、卒業要件により、授業科目レベルの学習成果は、シラバスで提示された学習目標に対する成績評価、学生による授業評価により、その成果状況の査定(アセスメント)を行っている。各授業・科目の成績評価は、シラバスに示された学習目標と成績評価の方法に基づき、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」に則り、A・B+・B・C・Fの5段階で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、GPA方式で判定している。

学習成果の測定において、基本となるデータは、セメスター(学期)ごとに作成される成績評価データであり、この成績評価のデータは、教務課において「GPA一覧」としてまとめられ、アカデミックアドバイザーに配布している。アカデミックアドバイザーは、「GPA一覧」より学業成績に問題のある学生への指導を行い、その指導内容は、アカデミックアドバイザーから学科長へ報告するというシステムが確立している。

「GPA一覧」には、学生別に各学年次の通算GPA及び入学時からのセメスター(学期)ごとのGPAが示されている。GPAは、それぞれの科目の成績評価を数値によって表すものであり、授業科目レベルの学習の達成状況を数値的に把握できるため、学生自身に学習の成果を客観的に把握させる良い指標となっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果の達成状況は、機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベルの全てのレベル

において良好であると認識しており、今後も、学習成果の定期的な確認と査定を適切に実施し、学習成果の達成に向けて、共通理解の推進を行っていく。

また、平成28(2016)年度から「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」が新設されることから、この新専攻の学生が卒業する平成29年度にもこれまで通り高い学習成果を達成できるようより一層学生指導の充実を図っていく必要がある。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

進路先からの評価の聴取は、就職支援室が中心となって従来通り実施し、学習成果の確認に役立てている。

また、卒業生を対象とした学習成果の評価を目的とした実態調査の実施に向けて、平成25(2013)年度より個人情報の記入が伴う協力依頼を開始し、本年度(平成27(2015)年度)末で3学年分の調査依頼先が確保できた。平成28(2016)年度を調査項目の再選定等の準備期間とし、平成29(2017)年度に調査を実施する計画である。

卒業生の状況把握に関しては、平成28年2月20日に卒業生に対するフォローアップ等を提供する場として、併設する東京福祉大学と合同で「第1回卒業生ホームカミングディ」を実施した。福祉実習専門部会及び福祉専門職支援室主催により開催され、当日は短期大学の卒業生も複数名出席し、短期大学の教員と近況報告や情報交換などを行った。参加者からは大変好評だったため、今後もこの企画が継続し、卒業生のネットワークが構築されていくことを期待する。

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

平成29(2017)年度実施予定の調査結果を基に、平成30(2018)年度に学習成果の点検を実施する予定である。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在、保育・教育の現場は離職率の高さが社会問題視されており、本学の卒業生の卒業後の状況を把握し、キャリア教育や教育課程の整備・充実にフィードバックしていく必要がある。ついては、平成29(2017)年度中に第1回目の「卒業生を対象とするアンケート調査」を実施し、その後も定期的に継続して実施していくためのシステムを整備する予定である。

[テーマ]

基準Ⅱ-B 学生支援

[区分]

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

機関レベルの学習成果については、短大キャリア教育専門部会から毎年教授会においてその達成状況の報告を行っている。

② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

学習成果の獲得状況について、自己点検・評価報告書 基準Ⅱ-Aや短大キャリア教育専門部会による就職状況報告書、卒業判定会議におけるGPA数値や資格・免許の取得状況などにより適切に把握している。

③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。

各学期末には全科目において「学生による授業評価アンケート」が実施されている。10項目からなる評価基準が5段階で評価され教務課によって集計される「授業評価票A」と、直接教員にコメントを書く「授業評価票B」の二種類がある。

④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。

「授業評価票A」は、教務課によって速やかに集計され、その結果を各教員に報告している。また、全教員・全科目の学生評価は、図書館で閲覧することもできる。「授業評価票B」は、教員に無記名で提出するため、学生の率直な意見・感想を把握することができる。

⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。

各授業科目の担当教員については、「学生による授業評価アンケート」の結果を踏まえ、学科長より授業・教育方法の改善に向けた指導に活かされている。

⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

専任教員の研究室は、4号館4階に集中しており、意思疎通及び協力体制の環境が整っている。また、平成27(2015)年度は親シラバスの作成を全学的に行う作業があったため、授業担当者間による打ち合わせが科目責任者を中心に積極的に行われた。また、平成28(2016)年度以降、授業担当者間による打ち合わせを定期的に行う計画を、短大カリキュラム編成専門部会が中心に立案している。

⑦ 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

定期的にFD専門部会によるFD研修会が行われているほか、授業見学はいつでもできることになっており、常に緊張感と責任をもって授業にあたる体制が整備されている。加えて、

平成27(2015)年度は、アカデミックアドバイザー支援専門部会による学生支援の研修も実施され、ゼミの活性化や退学者防止について活発に意見交換が行われた。

⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

自己点検・評価報告書の作成は、本学専任教員全員が携わっており、自己点検・評価報告書に記載されている教育目的・目標の達成状況は全員が把握・評価している。

⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

本学では、クラス担任としてのアカデミックアドバイザー制度、個別指導を行うゼミ制度の二体制で学生指導を実施している。また、必要に応じて各委員会や専門部会の教員による指導や支援も行われており、学生支援の体制は充実している。

(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。

学生個々の履修登録状況(資格登録を含む)、出席状況及び学業成績の管理を通して学習成果を認識している。

② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。

学生が年度初めに提出する履修登録(資格登録を含む)の管理、春期及び秋期に実施しているオリエンテーション時の履修指導(履修相談を含む)、資格取得(保育士資格、教員免許)にかかる実習及び資格申請の事務的業務など学生支援を通し、学生の学習成果の獲得に貢献している。

③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。

学生の履修登録科目の成績管理、資格登録状況を把握するとともに、学生による授業評価アンケート結果を集約し、科目ごとの学習成果の達成状況を把握している。また、就職支援室の職員による就職相談(就職指導を含む)、教職課程支援室及び福祉専門職支援室の職員による実習相談(実習指導を含む)を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

④ 事務職員は、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させている。

事務職員は、新任職員研修会等の職員研修会をはじめ、仕事始めの会等の式典や毎週木曜日に行われている全体ミーティングでの理事長、学長等の訓話を通して、「建学の精神」と「教育の目的」を理解し、学生支援の職務を充実させている。

その他、奨学金担当の事務職員が、貸与を希望する学生が安心して手続きができるよう、独立行政法人日本学生支援機構の業務連絡協議会に出席したり、学生支援担当の事務職員が、群馬県内の私立大学スポーツ大会に本学の学生が参加し、他大学の学生と親睦を深めることができるよう、同スポーツ大会の連絡協議会に出席するなど、学生支援の職務を充実させている。

⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。

学生に対して履修及び卒業に至る支援はできている。事務職員の主な支援としては以下の通りである。

- ①在学中における年2回(春期・秋期)のオリエンテーション時での教員との協同による履修指導(履修相談を含む)
- ②2回以上、授業を欠席している学生に対して、授業担当教員とアカデミックアドバイザーと協同し、授業出席状況報告書(授業担当教員が作成)及び学生指導報告書(アカデミックアドバイザーが作成)を通じて、学生の学習状況、出席状況を把握。
- ③経済的理由等により修学が困難な学生に対して、授業料の延納措置や学内外の奨学金制度の紹介及び相談等を実施。
- ④就職試験や教員採用試験に必要な各種証明書の発行。
- ⑤卒業判定会議における卒業年次生の判定資料の作成。

(3) 教職員は、学科の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館(以下、「附属図書館」という)には専任職員(司書)2名、臨時職員3名の合計5名が図書資料の管理と学生の学習の支援にあたっている。学生がより質の高い研究成果を上げることができるよう、学生が附属図書館を活用する際には、図書館職員が図書や論文の探し方等の支援にあたっている。

通信教育課程のスクーリングが開催される日は、土日・祝日を含め、原則として20時まで開館している。また開館中は所属(通学課程・通信課程、教職員等)に関わらず、いつでも利用することができる。

② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。

レポート作成や実習準備等に図書館を利用すること、必要に応じて図書館職員に相談し、課題を進めること等を指導している。また、学習・研究に必要な図書の購入希望を図書館に対して行っている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。

学内には情報処理学習室が3か所あり、2か所は授業で使用していない時間帯は自由に使用でき、残りの1か所は常時自由に使用できる環境である。教員は、「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「保育・教職実践演習」等、グループ研究又は個人研究を主とする授業では、附属図書館や情報処理学習室を積極的に活用している。

④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進している。

平成27(2015)年度からは、通学課程全学生に対して、ログインアカウントを発給・運用するためのシステムの構築を行っている。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

教職員の情報リテラシーの向上と情報セキュリティに対する意識啓発のために、教職員に対しては、情報システム運用センターがメールによる情報提供及び研修会・講習会を適時実施している。メールによる情報提供では、主に緊急性の高いコンピュータウィルスに対する注意勧告等を行っている。研修会・講習会等は、本学と併設する東京福祉大学の教職員全員が出席し毎週木曜日に実施している全体ミーティング等を活用して行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題を記述する。

本学が活用している教育資源の多くは、同一敷地内に併設する東京福祉大学との共有資源であるため、単独短期大学と比較し、施設設備は充実している。教育資源については、東京福祉大学社会福祉学部保育児童学科と共用する部分が多く、双方連携して教育資源の効果的な活用を行っていく。また、教員に関しても併設する東京福祉大学と同一、隣接、又は関連する教育研究分野の専門的な知識や技術を相互共有することで、本学の教育力が向上されるよう、さらなる連携を強化していく。事務職員については、SD活動を通して、職員としての資質と能力の向上をはかり、教員と連携して学生一人ひとりの学習成果の獲得に向けての支援を充実させていく。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

科目の選択及び履修指導を、各学期の開始前に実施しているオリエンテーションにおいて、アカデミックアドバイザー及び教務課職員によって行っている。

その後の指導として、アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員により学習支援及び生活支援を丁寧に行っている(アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員の詳細に関しては(4)に記載。)

アカデミックアドバイザーは、学習の進め方、履修に関する相談対応等のほか週1回1コマ90分のホームルームを行っている。ゼミ担当教員は各学年名2～4名の学生を計9名ほど受け持っている。アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員は、日常的に各学生の学習上の悩み等を含めた相談に面談、電話(Skypeを含む)、メールで応じている。特に、平成21(2009)年度から始まったゼミ制度は、少人数の学生を対象に毎週30～90分間行われており、学生にとっては各ゼミ担当教員から授業を超えた専門的な学びを得る機会になっている。同時に、教員にとっては、ゼミを通して毎週学生一人ひとりの様子を直接確認することが可能なため、学習上や生活上での問題が生じる前の段階で学生の異変に気づき、アカデミックアドバイザーとの連携のもと支援にあたることができる。

(2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。

入学時に「履修要項」を全学生に配布している。この履修要項には、「授業について」「履

修科目の登録について」「履修について」「こども学科のカリキュラムについて」「キャリア支援教育について」「取得できる資格」「保育士資格の取得について」「教育職員免許状の取得について」「学則」等、卒業までに必要な学習上の全ての事柄を詳細に記載しており、オリエンテーションやホームルームにおける学生指導に活用されている。

「学生生活の手引き」には、「学生生活に関係の深い学内事務組織」「学生生活に関する事項」「健康管理」「学生相談」「各種証明書・届出・願出」「奨学制度」「アルバイト」「学生総合補償」「外国人留学生」「就職(就職支援室・教職課程支援室)」「東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館」等について学生生活支援に関する事項を詳細に記載している。

また、春期オリエンテーションでは、その年度の「シラバス」及び「授業日程」を配布している。シラバスは初回授業に必ず持参するよう指導し、各科目担当者から科目概要を説明している。また、「授業日程」には開講科目の曜日・時間割だけでなく、使用教科書一覧及び科目担当者のメールアドレスも記載している。

実習に関しては、それぞれ「保育実習の手引き」「幼稚園教育実習の手引き」「小学校教育実習の手引き」を配布している。これら手引きには、実習先の開拓から実習終了までの流れを詳細に記載している。卒業学年になる直前には、「就職の手引き」を配布し、一般企業、福祉施設、教育関係、医療分野、公務員採用試験など、それぞれの就職活動時期や方法などを記載しており、ホームルームにおいてこの冊子を使って就職支援室の職員から就職活動の進め方について丁寧な説明を行っている。

(3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

現在、学力不足の学生のみを対象とした厳密な意味での補習授業は実施していないが、全学生に対し、既存の複数の必修科目内において社会に出る上で必要な知識や能力を高めるよう努めている。具体的には、1年次の授業科目に、その後(2年次・3年次)の授業科目の基礎学力となる文法や語彙選択等の文章能力を補うための「文章表現」を配置している。さらに、1年次では、春期・秋期の2セメスター(学期)を通して「基礎演習Ⅰ」と「基礎演習Ⅱ」の2科目を設け、大学生としての基礎学力、自己表現力、コミュニケーション能力等の養成を行っている。

また、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」(第9条 具体的授業方法)に示されている「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」を取り入れた教育方法を通して、学力不足の学生については知識の不足部分を補い、優秀な学生は他学生を援助することで、より確固たる知識の習得ができるよう努めさせている。

このほか本学の特色ある学習支援制度として、「東京福祉大学短期大学部 科目履修規程」(第3条 履修科目の登録の上限)に基づき、各学生は直前のセメスター(学期)のGPAによって履修可能な単位数の上限を定めている(表Ⅱ-B-①：GPAと履修登録上限単位)。これにより、学力不足の学生が多く科目を登録して成績不良となることを防ぐとともに、履修登録可能単位の目安を超えて履修登録を希望する場合には、アカデミックアドバイザー及び授業担当教員との面談を徹底している。また、成績優秀で余裕のある学生については、より多くの授業に参加できる機会を増やすよう配慮している。

表Ⅱ-B-①：GPAと履修登録上限単位

GPA	履修単位	GPA	履修単位
3.5以上	30単位	2.0-2.5	20単位
3.0-3.5	28単位	2.0未満	16単位
2.5-3.0	24単位		

(4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

平成25(2013)年度以降、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を次の通り整備している。

■ オフィスアワー

授業時間以外に学生が教員の研究室を訪れ、直接指導を受けることができる時間を各教員週3時間以上設けている。授業内容についての質問や、レポート指導等を受け、学習内容の理解を深めている。

■ アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員による支援

本学では、学生にきめ細かい指導を行うためにアカデミックアドバイザー制度とゼミ制度の二つの制度から学生支援を行っている。アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員には、それぞれの役割があるとともに、相互に協力連携して支援にあたっている事項もある。

1) アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員それぞれの役割

<アカデミックアドバイザー>

アカデミックアドバイザーは、担任及び学習相談員として、学生の学習が円滑に進むように以下のような相談及び指導、支援を行っている。

- ① ホームルームの担当(保育・教育実習等オリエンテーションの調整、就職オリエンテーションの調整等を含む)
- ② 春期・秋期オリエンテーション実施(履修指導・時間割作成・履修登録届作成等)
- ③ 各学年担当のイベントのとりまとめ(1年：赤城山宿泊研修、2年：クリスマス会、3年：七夕会)
- ④ 履修カルテのとりまとめ
- ⑤ 学業成績通知書配布等
- ⑥ 個別状況調査票の作成等

アカデミックアドバイザーは、これらの内容を週1回行われるホームルームの中で指導を行い、必要に応じて臨機応変に個別指導等を行っている。

<ゼミ担当教員>

本学では学生の学業等、学生生活全般が円滑に進むように、少人数編成によるゼミ制度を設けている。ゼミは、各教員が各学年2～4名程度の学生を担当し、週1回、30～90分程度実施している。主な指導内容としては、①実習先訪問及び指導、②履修カルテの作成の指導、③学習及び生活指導である。

2) アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員による連携支援

アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員が、随時学生についての情報共有を行いながら個々の学生のニーズに合わせた指導を行っており、キャリア支援を必要とする学生、学習成績不良及び生活不良の学生については、アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員が連携して指導と支援を行っている。特に注意が必要な学生については、アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員のほか、複数の教員が指導と支援を行い、よりきめ細かい指導を行っている。

3) ゼミの振り分け方法について

現在は、担当のアカデミックアドバイザーが以下の通りゼミの振り分けを行っている。1年次は、入学時に学籍番号順に各ゼミ担当教員に2～4名ずつ振り分ける。1年次終わりのホームルームで、2年次・3年次に希望するゼミについてのアンケートをとり、第1希望から第4希望と希望理由を回答させ、学生の希望を優先して決定している。学生の希望が偏った場合は、1年次のGPA、1年次のゼミの出席率、ホームルームの出席率、希望理由を考慮して各ゼミ担当教員に2～4名の学生が均等に配属されるように振り分けている。ただし、成績不振、出席不良、性行不良、生活習慣の乱れ、周囲との人間関係に問題がある等、特別に指導が必要と判断される学生は、アカデミックアドバイザーがゼミ教員を担当している。

4) 成績指導及び実習指導について

① 成績不良者への指導について

GPAが2.0を下回る学生については、各学期(春期、秋期)における成績表配布の際に、個別に成績指導及び履修指導を行っている。また、本学の特徴として授業を2回以上欠席した場合には、授業科目の担当教員から授業出席状況報告書が提出されるため、アカデミックアドバイザーが欠席理由を確認し、その都度、指導を行っている。GPAが2.0を下回る学生は、出席不良になることが多いため、成績配布時だけではなく年間を通して5～6回の指導を行っている。

② 幼稚園教育実習及び保育実習の巡回指導について

幼稚園教育実習及び保育実習の巡回指導については、原則としてゼミ担当教員が行っている。そのため、実習の際に何か問題が生じた場合は、まず、福祉専門職支援室・教職課程支援室へ連絡を取り、その後、実習指導教員、ゼミ担当教員、アカデミックアドバイザーが協力して対応を行っている。

■教務課窓口

教務課では職員が学生生活全般に関する次のような相談・手続きを受け付けている。

- ・履修登録に関すること
- ・サークル活動に関すること
- ・奨学金に関すること
- ・入学後の経済的な問題
- ・成績、卒業証明書等の発行
- ・学割の発行

■学生相談室

勉強、進路、将来、友人関係等で、不安や悩みを抱えた学生を臨床心理士が面接してサポートしている。

- ・対人関係(家族・友人・恋愛等)について
- ・心身の健康について
- ・学業について(授業についていけないなど)
- ・実習について(不安や心配ごと)
- ・サークルや課外活動について
- ・進路や将来について

■保健相談室・保健管理センター

保健相談室・保健管理センターでは、看護師・養護教諭による健康に関する相談を行っている。また、学内で気分が悪くなったときや怪我をしたとき等、健康面から学生生活を支援している。

(5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

通信教育課程の学生に対する学修支援・教育相談は、通信教育課職員による面談、電話(Skypeを含む)、メール、ファックス等による個別相談と、スクーリング授業における授業担当教員による個別相談に委ねている。相談内容は、通信教育課で受け付けを行った後、各科目の担当教員に渡され、担当教員から回答が届き次第、学生に返却している。

通信教育課で電話・窓口対応をした相談や問い合わせの主な内容は、事務手続きに関する質問、取得する資格・免許に関わる相談、履修全般の相談等である。実習に関する問い合わせや相談は、福祉専門職支援室で受け付けて回答している。問題が深刻かつ複雑な内容である場合やクレーム等である場合は、別途報告書等で教員や事務局、通信教育委員会等に挙げられ、対応を検討し、フィードバックする流れとなっている。

本学の通信教育課程では、学生が自宅学修を円滑に行えるよう春期・秋期の各入学時期に年間6回、大学・短期大学部合同のオリエンテーションを行い、通信教育の意義、学習の心構え等について教員が講話を行った後、通信教育課より履修方法、成績評価、単位認定、各種手続き方法、レポートの書き方、スクーリング授業のとり方、実習の進め方、費用の納入方法、短期研修等についての詳細説明と進路の希望や取得を希望する資格・免許等に

合わせた履修相談に応じている。来校できない学生に対しては、通信教育課の職員が電話で相談に応じている。

通信教育課の電話対応時間は、下表(表Ⅱ-B-②:通信教育課 学生電話対応受付時間)に記載の通りであり、スクーリング授業の開講期間以外の通常日においては、火曜日から金曜日までは午前10時00分から午後6時00分、土曜日は午前10時00分から午後2時00分となっている。なお、月曜、日曜、祝日は電話受付休止日としている。

スクーリング授業開講期間中は、火曜日から金曜日までが午前8時45分から午後6時00分まで、土曜日は午前8時45分から午後2時00分まで電話を受け付けている。これに加えてスクーリング授業期間中は、通常なら電話受付休止日である月曜、日曜、祝日にも、午前8時45分から午後2時00分まで電話対応を行っている。いずれにおいても、昼休みの時間帯も、電話回線を閉じずに、通信教育課職員が電話での問い合わせに対応している。社会人学生は昼休みを利用して電話で大学に問い合わせをすることが多いため、学生の利便性を考慮した対応をとっている。

表Ⅱ-B-②：通信教育課 学生電話対応受付時間

曜日	受付時間・受付有無
火曜日から金曜日	午前10時00分から午後6時00分
土曜日	午前10時00分から午後2時00分
日曜日・祝日	受付休止(科目終了試験・スクーリング日は受付有)
科目終了試験日	午前8時45分から午前10時30分
スクーリング開講日 (火曜日から金曜日)	午前8時45分から午後6時00分
スクーリング開講日 (祝日・日曜日・月曜日・土曜日)	午前8時45分から午後2時00分
月曜日	受付休止(※直前の土曜日が入試の場合は午前10時00分から午後2時00分受付日とする場合有)
その他	入試日は原則として電話受付休止

通信教育課程の学生が学習を進めるにあたり、年度初めに履修方法や各種手続きの方法が掲載されている「履修の手引き」、「履修登録」、「シラバス」、「年間スケジュール」等の冊子を、全学生の自宅に配送し、学生からの履修登録や履修内容等の質問等は、電話やファックスで通信教育課にて受け付け随時対応を行っている。通信教育課、福祉専門職支援室及び教職課程支援室では、窓口対応も行っており直接来訪しての相談にも対応している。

オリエンテーションに参加できない遠方在住の学生のためには、電話対応のほかに「大学ホームページ」に通信教育課程の学生の専用サイトを開設し、履修関連の情報を掲載している。

履修途中での学生から教員あての学習内容に関する質問は、学生が「科目の学習内容に関する質問事項記入用紙」という名称の質問票に記入の上、郵便又はファックスにて通信教育課に送付する。通信教育課で受付処理をしてから担当教員に引継ぎ、通常1週間程度で

教員からの回答が通信教育課を経由して質問した学生に返される。

学生は電子メールでの質問も可能であるが、質問者は教員に直接でなく、ホームページの通信教育在学生専用サイトを通じて質問を送付する。通信教育課で受け付けをした上で、担当教員に質問が送られる。

また、主に科目の学習に関する専門的な内容から履修の進め方等の相談を中心に支援を行う、「学修アドバイザー」という相談員を置き、自宅等における自学自習を行う通信教育課程の学生が、学習を進めるなかで不安や質問が生じた場合や、一人では理解できないような問題が生じた場合に、電話やFAX、及びSkypeによるインターネットを介した対面面接により、質問・相談を行うことを可能としている。平成27(2015)年度は本学学生より、延べ31件(電話28件、Skype 3件)による相談を18名の学生から受け付け、支援を行った。

年3回から4回程度発行される学生向けの機関紙「東京福祉大学通信」では、学修アドバイザーによる相談を受け付けていることを周知するとともに、学習や各種手続きに関する情報、科目ごとの学習のポイント、実習実施の際の留意点、毎月の学事情報、事務局からの連絡事項等を掲載し、印刷授業だけでは不足しがちな学習の情報を補っている。

(6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

機関レベルでは進度の速い学生や優秀学生に対する支援体制は整備していないが、科目レベルでは課題の内容等で個別対応を行っている。

また、キャリア教育専門部会長から卒業生の離職率を減らすために公務員保育士への合格者数を増やしていく方針が示されたため、優秀学生には積極的に公務員試験(保育士)を受験することを推奨している。公務員試験対策については、全学的に対策講座を実施している。平成27(2015)年度は、4名の学生が公務員試験(保育士)を受験し、うち1名が臨時採用されている。

(7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。

■外国人留学生入学試験の実施

本学こども学科への外国人留学生受け入れのための入学試験として、毎年、複数回の留学生特別選抜入試を実施している。留学生特別選抜入試では、小論文、面接、書類選考を実施し、内容を総合的に評価して可否を判定している。これまでに、日本在住の外国籍の学生が留学生特別選抜入試にて平成24(2012)年度に1名入学している。

■外国からの短期留学生の受け入れ

本学では外国からの短期留学生の受け入れも行っている。これまでに本学こども学科では、平成26(2014)年度に台湾の櫻前線日本語学校より40名の生徒を受け入れている。このとき、併設する東京福祉大学の日本語授業や学部授業の受講のほか、本学こども学科では、国際交流や日本文化を体験できる内容の学生交流会を企画し、実施している。

■海外研修の実施

学生が在学期間中にグローバルな視野を身につけられるよう「アメリカ夏期短期研修」「韓国秋期短期留学」「ベトナム冬期短期留学」などの海外研修を併設する東京福祉大学と合同で実施している。

各海外研修への参加は希望制であり、参加者の大半は併設する東京福祉大学の学生であるが、本学からは平成23(2011)年に通学課程の学生2名、平成24(2012)年に通信教育課程の学生1名、平成25(2013)年に通学課程の学生1名、平成26(2014)年に通信教育課程の学生2名がアメリカ夏期短期研修に参加している(表Ⅱ-B-③：海外短期研修プログラムの参加状況を参照)。

表Ⅱ-B-③：海外短期研修プログラムの参加状況(渡航先別)
(東京福祉大学との合同参加人数)

	アメリカ		韓国		ベトナム	
	通学	通信	通学	通信	通学	通信
平成21年	13	4	—	—	—	—
平成22年	11	4	11	1	—	—
平成23年	34	6	—	—	7	0
平成24年	34	10	20	0	6	2
平成25年	36	5	—	—	6	0
平成26年	40	6	—	—	12	3
平成27年	32	4	—	—	—	—
小計	200	39	31	1	31	5
合計	239		32		36	

※ — 海外研修を実施していない年度

(b) 自己点検・評価に基づく課題を記述する。

アカデミックアドバイザー制度に加え、本学独自のゼミ制度によって、学生の学習及び学生生活への支援体制を整備し、適切かつ手厚い支援を行っている。

海外研修については、通学課程の学生の多くが保育実習期間と重なるため、これまであまり参加者がいない状況が続いている。やむを得ない事情であるため、1年次生への広報活動の充実を図っている。

通信教育課程における学修アドバイザー制度の利用件数は、併設する東京福祉大学の社会福祉学部、教育学部及び心理学部の通信教育課程学生の利用件数延べ439件(186名)に比べ、本学の通信教育課程学生の利用件数は延べ31件(18名)と少ないことから、今後も引き続き周知を継続するとともに、通信教育課程の学生に対する学生サービスの質の一層の向上を図るため、インターネットを利用した事務手続きを可能とするシステムの構築や、機関誌「東京福祉大学通信」の紙面内容を魅力ある内容に改善するなどし、学生支援体制の充実に努めていく。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。

学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)として、本学教授会と併設する東京福祉大学の教学の最高意思決定機関である教育研究評議会の下に「全学教務委員会」・「全学学生支援委員会」を設置し、学生指導、学生の厚生、学生生活等に関する課題について検討、全学的な支援策を企画立案し、教授会で審議し実践している。さらに、「全学教務委員会」・「全学学生支援委員会」の下には、作業部会を設置し、学生の生活支援に関する個別の課題に対応した具体的な活動を行っている。また、日常における学生からの学習や生活に関わる相談や奨学金申請の手続き等については、教務課で受け付け、対応を行っている。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。

本学では、併設する東京福祉大学と大学祭(東京福祉大学千輝(きらら)祭、以下「大学祭」という。)を毎年共同開催している。大学祭の開催にあたっては、原則1・2年生の有志の学生を構成員とする「千輝(きらら)祭実行委員会」を設立し、学生が主体となって運営を行っているが、全学学生支援委員会や教務課職員が適宜助言や支援を行っている。

学生の課外活動支援として、併設する東京福祉大学と共同で活動する32のサークルの内8サークルの顧問を本学の専任教員が担当し、サークル活動の相談と支援を行っている。また、キャンパス構内には、サークル活動及び学生の課外音楽活動練習用として13のサークル室と音楽室をもつサークル棟を整備設置しており、講義室や体育館も課外活動で利用できるようにしている。また、空き教室等の情報を学生に公表し、学生の課外活動が円滑に行えるよう支援している。

平成21(2009)年度から学内行事として「七夕会」及び「クリスマス会」を毎年開催している。「七夕会」は3年生、「クリスマス会」は2年生が企画・運営に携わり、平成27(2015)年度の「七夕会」及び「クリスマス会」の様子は「大学ホームページ」及び「学内広報誌(Voyage)」でも紹介している。平成26(2014)年度からは全学年参加の「卒業レポート発表会」を開催している。平成27(2015)年度からは、司会進行や会場設営なども学生に行わせ、より学生を主体とした行事としている。

また、毎年、本学3年生が「全国保育士養成協議会関東ブロック協議会主催の学生研究発表会」に参加し、研究発表を行っている。平成25(2013)年度・平成26(2014)年度・平成27(2015)年度の研究発表内容は次の通りである。

- ・平成25(2013)年度：「児童虐待について～日本とアメリカ合衆国の比較研究」
- ・平成26(2014)年度：「跳動作未習得の幼児期前期における跳動作の観察的評価」
- ・平成27(2015)年度：「幼児期における跳躍動作の観察的評価」
「幼児における走能力と気持ちの関係」

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

学生のキャンパス・アメニティとして、本館1階にカフェテリア(学生食堂)があり、午前9時00分から午後7時00分まで営業している。カフェテリア(学生食堂)では学生がインターネットを使用できるようLAN配線を整備している。また、自動販売機を設置しており、営業時間外(原則として午前8時00分から午後8時00分)も利用可能としている。1号館1階の学生ラウンジには軽食喫茶のほか、自動販売機、学生用掲示板(アルバイト・ボランティア・催し物等)、カード式コピー機を設置している。

4号館1階、2階及び5号館1階にも学生ラウンジがあり、テーブルと椅子、自動販売機(4号館1階は除く)、電子レンジ(5号館のみ)を設置している。

(4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。

本学では、開学以来、地域の活性化も視野に入れ、学生寮・宿舎等の施設運営は直接行っていないが、一人暮らしを始める入学予定者のために、女子学生会館、本学学生の専用マンション(男・女)を指定し、その案内を合格通知及び入学手続書類とともに送付している。また、大学案内等の請求者にも『伊勢崎キャンパスの学生会館・マンションのご案内』の案内を送付している。

【本学指定女子学生会館】

- ・大正寺女子学生会館
- ・実城女子学生会館

【本学学生専用マンション】

- ・東京福祉大学学生専用マンション(男子専用3棟・女子専用1棟)

(5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。

通学のための便宜として、本学と最寄り駅(JR上越新幹線本庄早稲田駅・JR高崎線本庄駅・JR両毛線伊勢崎駅)の区間内で、一般乗り合いバスを無料スクールバスとして利用できる制度を導入している。基本的に通学には公共交通機関の利用を推奨しているが、公共交通機関による通学が困難な場合には自転車又は自動車による通学を許可しており、キャンパス内外に学生用駐車場760台、駐輪場約340台(駐輪場は大学構内体育館裏・1号館裏に設置)を整備している。なお、本学の学生駐車場を使用する場合には、教務課に申請手続きを行い、「駐車許可証」の交付を受ける必要がある。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

「東京福祉大学短期大学部 学則」第40条に基づき、経済的理由等により納付が著しく困難であり、かつ、学業が特に優秀と認められた場合、又はその他特別な事情があると認められる場合は、授業料の全部又は半額に相当する額の学内奨学金を給付する制度を整備している(表Ⅱ-B-④:学内奨学金制度)。学内奨学金制度のほか、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体や民間の諸団体の奨学金を借りる学生には、奨学金の募集告知・申請手続き方法等は教務課が窓口となり請求方法を説明し、とりまとめを行っている。また、学校周辺のアパート募集広告を学内掲示板で紹介する等の支援を行っており、経済

問題等の相談は教務課が窓口となっていることを「学生生活の手引き」等で周知徹底している。

表Ⅱ-B-④：学内奨学金制度

奨学金制度	支給対象者	支給金額
学内奨学金制度(一般)	経済的事由により納付が著しく困難であり、かつ学業人物ともに特に優秀であると認められた学生	授業料の全額又は半額に相当する額を支給

新入学生に対しては、入試方法により1年次の授業料の全額又は半額が免除される「入試特待生奨学金制度」を設けている。A0入試、推薦入試の上位合格者には1年次の授業料全額又は半額を免除、一般入試2期の上位合格者には1年次の授業料半額免除の措置を行っており、学習意欲の高い学生の確保、入学後の学習意欲の向上へとつなげている。また、本学独自のサポートとして、経済的な理由により入学時納付金の一括納入が困難な者や、地震等の被災地からの入学生については、その一部の減免・延納・分納を認める「学費延納特別制度」も導入している。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

本学では学生の健康を守るために毎年4月に定期健康診断を行っている。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、アカデミックアドバイザーや教務課だけでなく、より専門的な相談に応じられるよう「保健相談室」、「学生相談室」を設置して対応を行っている。本館3階の「保健相談室」には、看護師や養護教諭が月曜日から日曜日の午前9時00分から午後6時00分まで常駐し、保健相談や怪我・病気の応急措置等を行っている。また、心理的な相談については、東京福祉大学に附属する「東京福祉大学附属臨床心理相談室」を利用することもできるようになっている。このように、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整備し、学生への対応を適切に行っている。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望は、アカデミックアドバイザーをはじめ、教務課窓口、福祉専門職支援室、教職課程支援室、就職支援室、保健相談室、学生相談室など、学内の学生と関わる全ての組織体制において把握され、意見・要望については全学学生支援委員会をはじめ関係部署で、意見・要望の確認と対応策の検討を行っている。

学生生活における最重要課題である学習内容に関しては、「学生による授業評価アンケート」の集計結果と意見・要望を踏まえ、教員の資質向上と教育方法の改善に活用している。

また、平成22(2010)年には「学生生活の実態に関するアンケート」を実施し、平成26(2014)年10月には全学学生支援委員会が「学生生活満足度調査」を併設する東京福祉大学の全学生とともに、本学学生全員を対象に実施している。この「学生生活満足度調査」のアンケート調査結果や学生から直接上げられた意見や要望は、学科長、各委員会の委員長・部会

長、事務局各所属長等を通して学内で共有化し、学生生活の充実と改善に活かしている。
このような形で学生生活に関しての学生の意見や要望の聴取に努めている。

表Ⅱ-B-⑤：学生生活の実態に関するアンケート調査結果
(※平成22年と平成26年で質問項目が異なる。)

平成22年度(本学学生による集計結果)(数字は%)

	A	B	C	D	E
勉学面について	5	36	38	12	4
勉学面以外について	11	40	31	8	5
講義での教員の学生への対応について	4	29	42	17	3
講義以外での教員の対応について	5	37	37	10	4
事務職員の対応について	2	12	33	29	18
本学の履修相談体制について	2	27	50	10	6

A: 満足している、B: どちらかといえば満足している、C: どちらともいえない、D: どちらかといえば満足していない、E: 満足していない

平成26年度(本学及び伊勢崎キャンパス東京福祉大学の学生による調査結果)
(数字は%)

	A	B	C	D	E
勉学面について	3.4	33.7	45.5	14.3	3.0
総合的に、本学の学生生活にについて	4.9	32.2	35.8	19.5	7.5
本学の授業について	3.6	32.2	42.1	17.8	4.2
職員の学生への対応について	4.3	30.7	41.1	17.5	6.3
出席状況・成績の支援体制について	5.1	33.5	41.7	15.8	3.9

A: 満足している、B: どちらかといえば満足している、C: どちらともいえない、D: どちらかといえば満足していない、E: 満足していない

(9) 留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。

本学は留学生の受け入れを奨励しているが、平成18(2006)年の開学以来これまで日本在住の外国籍の学生1名を受け入れたことはあったものの、留学生を受け入れたことはなかった。留学生の学習支援(日本語教育等)及び生活支援等については、併設する東京福祉大学と共同で整備しており、留学生の受け入れはいつでも可能となっている。

(10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

本学の通信教育課程には、仕事や家庭の都合により、連続した休みを取りにくい、学修のためにまとまった時間・日数を確保しにくいなどの様々な時間的制約のある社会人学生が多く在籍しているため、土曜日・日曜日を中心に、ゴールデンウィーク、夏期7月から8月、9月下旬、春期2月・3月の長期連休に合わせてスクーリング授業を開講している。

また、スクーリング授業は、本学伊勢崎キャンパスだけでなく、併設する東京福祉大学の池袋キャンパス、名古屋キャンパスのほか全国各地で開講している。

スクーリング授業は1科目あたり年間平均3回(本学、東京福祉大学池袋キャンパス及び

名古屋キャンパスで各1回)開講しており、1科目1回あたりの開講日数はほとんどが2日間の集中講義形式とし、1科目の受講期間は比較的短期間で修了するようカリキュラム編成に配慮しており、学生の学習計画に合わせ効率よく学習できるようになっている。また、希望した会場でのスクーリング授業を受講できなくなった場合は、他の会場で開講している同一科目のスクーリング授業を受講することができるほか、当該年度中にスクーリング授業を受講修了できない場合は、翌年度に受講できるよう配慮している。

印刷物による学習では、学生が自宅学習で作成したレポートは、毎月決められた日までに最大4科目を提出可能であり、その科目の担当教員の添削指導を受け、合否判定を受けることとなっている。しかし、毎月必ず一定の科目数のレポートを提出することを強要しているわけではなく、学生自身が、自らの学習計画に合わせてレポートを作成・提出することを基本的に推奨している。科目終了試験についてもスクーリング授業と会場・日程を自分で選んで受験することが可能となっている。

学習面の支援のほか、仕事を持つ学生がスクーリング授業で休暇を取得する際に勤務先に提出する、文部科学省発行の「大学通信教育学生の面接授業出席について(依頼)」(いわゆる「勸奨状」)や「学生旅客運賃割引証」等を、学生からの申請に応じて、遅滞なく発行・送付し、少しでも学生がスクーリング授業に出席しやすくなるよう学生サービスに尽力している。

(11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

障がい者への支援のため、校舎は段差の少ないバリアフリー構造を採用しており、各校舎の入り口には車椅子用スロープを設置しているほか、車椅子用エレベーターや多目的トイレを各所に設置・整備している。

通信教育課程では、障がいのある受験者が特別措置を希望する場合には、個別に相談を受け付けて、障がいの状況に応じた対応をとっており、募集要項には、願書提出時の注意として、身体等に障がいのある方は事前に相談する旨を記載している。本学には現在在籍していないが、肢体不自由者(車椅子利用者)がスクーリング授業や科目終了試験を受ける場合は、本人から事前に相談があれば、教室に車椅子利用者用の受講席の設置、本人持参の視覚障がい者用ノートパソコンの教室への持ち込み許可、試験時間の延長のほか、車での通学を可能としている伊勢崎キャンパス会場においては、障がい者用駐車場の利用を許可するなどの対応を行っている。また、過去にはスクーリング授業を担当する教員が講義で使用するスライドや配付資料等を、事前に自宅へ送付する等の個別支援を行ったこともあった。今後も、障がい者の出願希望者については出願前に個別相談を行い、どのような支援を行うのが良いか、個々の状況に応じた支援方法の検討と対応を行っていく。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。

学則(第4条 修業年限)に基づき、本学には最長6年まで在学することができる。なお、休学期間は在学期間に算入しないこととなっている。

(13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対し、活動内容に応じて、学外施設の借用料や備品購入費等の補助金を支給している。

学生の自主的な地域活動として、地域の幼稚園、保育所等で、こどもたちにパペット人形を使用した人形劇を見せたり、絵本を読み聞かせたりする活動に取り組んでおり、優れた社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)の実績を残した者には表彰を行い、また「学内広報誌(Voyage ～大海へ～)」に掲載して、全教職員及び学生に紹介している。

また、本学周辺地域の保育・児童関連施設等から学生ボランティアの依頼があった場合は、1号館1階ラウンジの掲示板、4号館1階ラウンジ前の掲示板及び5号館1階学生ホール内に提示し学内への周知を行い、学生のボランティア参加を奨励している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生の経済的支援、課外活動支援、学習や学生生活における不安、健康、心の相談等について組織的な支援体制を整備している。また、カフェテリア、学生ラウンジ等の施設・設備の整備も適切に行われており、現状における学生支援についての課題はない。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

本学では、就職支援のための組織として就職支援室を整備・設置している。本学は保育者をめざす学生が大半であり、教員採用試験をめざす学生は少ないが、小学校教員を志望する学生に対しては教職課程支援室が教育実習等の支援とともに教員採用に向けた支援を行っている。保育者をめざす学生への就職支援は、就職支援室を中心に学年ごとの支援はアカデミックアドバイザーが、個別の学生支援は少人数制のメリットを活かし、ゼミ担当教員が連携して展開している。

本学及び併設する東京福祉大学の学生の就職に関する相談と就職先の開拓及び紹介支援には就職支援室の6名の職員が当たっている。具体的には、2年次よりホームルームの時間を活用して「就職ガイダンス」を開催し、就職活動の流れや採用試験の申し込み方法を説明し、進路志望調査、進路先紹介、履歴書の書き方、面接対策等の個別指導に至るまで行っている。

また、教職課程支援室では8名の教職員が、教員採用情報の収集と公開、教員採用試験の対策指導等を行っている。

(2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。

(1)に記載したように就職支援室及び教職課程支援室を整備し、就職支援室には6名の職員、教職課程支援室には8名の教職員を配置し、学生の就職支援を行っている。

また、福祉専門職支援室の職員10名は、就職に関して学生に対して直接的な支援は行わないが、実習指導で得た保育所や施設等の情報を就職支援室に提供しており、就職支援室

の学生支援活動の向上と充実に貢献している。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

就職支援室及び教職課程支援室では、就職試験対策として、筆記試験・論文試験対策講座を定期的に関講しているほか、面接試験対策として個別に模擬面接と面接指導を行っている。

また、教員を志望する学生には、教職課程支援室が主体となり、教員採用試験対策講座を開講するとともに、筆記試験・論文試験・面接試験等の対策指導も行っている。

(4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

学習成果の査定からも卒業時の就職状況は重要であり、就職状況の確認と分析を就職支援室及びキャリア教育専門部会が行っている。就職状況については、教授会で報告され、各教員への情報共有を行っている。また、在学生の就職に対する意識喚起を促すため、(個人情報に配慮し、本人の了解が得られたものに限り)卒業生の就職先・氏名・出身高校等を、学内に掲示・公開している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

進学に対する支援として、本学を卒業後、併設する東京福祉大学への編入学を希望する学生については、学内選抜を経て、東京福祉大学社会福祉学部保育児童学科の4年次又は3年次、もしくは東京福祉大学社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科、教育学部教育学科のいずれかの3年次に編入することができる制度を整備している。この制度を利用して、平成25(2013)年度は、5名の卒業生が東京福祉大学社会福祉学部保育児童学科へ編入学しているが、平成26(2014)及び27(2015)年度は編入を希望する学生はいなかった。

留学に対する支援としては、これまで留学を希望する学生がいなかったことから具体的な支援の実績はないが、過去に海外での就職を希望した学生に対して就職試験及び採用内定後の書類の準備等、教務課と連携した支援を行った実績がある。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の卒業生の多くが短期大学で学んだ知識と専門性を生かせる分野に就職しており、またその就職率の高さは、就職・進学支援等の体制が整備され適切に機能している結果と評価できる。しかし、大学の責務として学生が社会に出た後に遭遇する諸問題の解決に資するアフターケアに対しても対応できるよう、卒業生の卒業後の状況を確認することが課題である。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。

本学は、「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」をA0入試・推薦入試・一般入試・特別選抜入試の「募集要項」及び「大学ホームページ」に掲載し、受験生だけで

なく広く一般にも明示している。「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」には、本学の教育の目的である「増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材の養成」を記述し、受験生が本学の「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を理解するための参考に供している。

(2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

通学課程に入学を希望する者からの問い合わせ対応及び入試事務、短期大学部案内、募集要項、各種リーフレット、大学ホームページのほか、業者の運営する進学者向けホームページ、情報誌等の問い合わせ対応等、入試・広報に関わる業務は、入学課が行っている。入学課では、入学希望者からの問い合わせに対し正確かつ丁寧に対応できるよう職員の課内研修を行っており、電話対応のほか、入学希望者が入学課窓口へ直接来学した際には、学科・授業カリキュラムの特徴、入試に関する事、学生生活に関する事等を説明し、キャンパス見学案内等、丁寧な対応を行っている。また、全国各地の主要都市で業者の開催する進学ガイダンスにも参加し、遠隔地に住む入学希望者への説明、入試相談対応も行っている。

(3) 広報又は入試事務の体制を整備している。

本学で開催しているオープンキャンパスでは、個別相談コーナーを設け、入学希望者の相談に丁寧に対応している。

広報及び入試事務の両方を入学課が担当することで、学生募集から入学に至るまで入学課の職員が連動し、適切で効率のよい入学希望者への支援を行う体制を整備している。広報には入試についても深い知識が必要であり、願書の受付・入試の実施をする上でも、「出願以前から実際に入試事務に携わっている入学課職員が本人に出願方法、入試方法について説明する」、「本人の意向や状況を同一部署で把握していること」等が、入試ミス及び本人の希望とのミスマッチを防止する上でも重要と位置づけている。

入学試験の実施・運営は全教職員の協力を得て行っており、入試管理委員会によるマニュアルの作成及び事前打ち合わせによるマニュアルの徹底を綿密に行い、遺漏なく全受験者が公平に受験できるよう努めている。

(4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。

本学の入学者選抜は、A0入試・推薦入試・一般入試(A方式・B方式・C方式)・特別選抜入試の4つの方法で実施している(表Ⅱ-B-②: 入学試験選抜方法と試験科目・概要)。それぞれの入試方法は、受験者の知識の有無よりも、その潜在的可能性を問うことに重きを置く点では共通しているものの、実際の選抜の方式は非常に多様である。A0入試は書類選考、推薦入試、特別選抜入試は小論文(外国人留学生は日本語筆記試験)・面接・書類選考、一般入試A方式は国語総合(古文・漢文を除く)、コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、選択科目〔地理歴史(日本史B、世界史B)、公民(現代社会)、数学Ⅰ・Aより1科目〕、一般入試B方式は大学入試センター試験利用型入試で国語(近代以降の文章)、選択科目(国語以外の全ての科目から選択可)、一般入試C方式は国語総合(古文・漢文を除く)、コミュニケーション英語Ⅰ・

II、数学 I・Aから2科目を試験科目としている。

以上のように、多様な科目での受験を可能とすることによって、高校在学時において履修した科目による不公平が生じない選抜を行うことが可能になっている。また、これらの入学試験については、試験実施時の不正を防ぐため「試験監督マニュアル」を整備するとともに、答案の採点・評価においても不公正が生じることを防ぐため採点基準を統一した上で複数の教員が採点する等、選抜を公正かつ正確に実施するために最大限の注意を払っている。

(5) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

本学では、入学予定者を対象に事前学習課題として、数回のレポートの提出を課している。平成28(2016)年度入学予定者に対するテーマは、

- 子どもは「遊び」を通して何を学んでいるのでしょうか。実体験(幼少期の体験や身近な子どもの様子)に基づく具体例を挙げながら、1000字程度にまとめてください。
- 児童図書を一冊読んで、①著書名及び著者名を明記してからあらすじをまとめてください。さらに、②あなたが共感したり感動したりしたことや、気づいたことを述べてください。①と②は1000字程度でまとめてください。
- 最近の新聞記事の中から、保育・幼児教育や子どもに関する記事を選び、①記事を要約し、②あなたが感じたことや考えたことを1200字程度にまとめてください。(新聞記事のコピーを添付すること)
- ①日本の子育ての現状と課題について、あなたが興味ある事柄を1つ選び、600字程度でまとめてください。②①を踏まえて、これからの保育者に求められる役割について、あなたの考えを600字程度で述べてください。

等である。このような事前学習課題に取り組むことを通じて、「ディスカッションやレポート作成を中心とした学生主体の授業により学生の思考力、創造力、問題発見・解決能力の育成」を目指す本学の授業の在り方への理解を深めるとともに、入学後の授業及び学生生活への準備態勢を整える機会としている。

(6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

新入生が大学生としての学習、学生生活をスムーズに移行できるように、新入生を対象としたオリエンテーションを授業期間が始まる前に行っている。具体的には、学科長による大学生としての心構えについての講話のほか、各教員の自己紹介を行い、本学の授業方針やゼミ活動、学生生活に関する注意事項(飲酒、セクシュアル・ハラスメント、薬物乱用等)、履修科目の登録方法、取得可能な資格やその取得手続き等について詳細な説明を行っている。これに加えて、授業開始後も、ゼミ活動やオフィスアワーの時間を使って、授業や学習に関することから、生活上の問題や悩み事等、学生からの様々な相談に個別に対応することによって、入学者の学生生活への適応をサポートしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成27(2015)年度は、オープンキャンパスを年25回実施し、本学の「入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)」や様々な選抜方法、学生生活の様子など高校生及びその保

護者・保証人に分かりやすく説明する場を設けており、学生募集や多様な選抜方法などに問題はない。今後は、入学手続き者に対し、授業や学生生活に関する情報提供の機会をさらに充実させるため、在学生の広報チームによるSNSを活用した情報発信を強化していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ]

基準Ⅲ-A 人的資源

[区分]

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。

平成27(2015)年3月をもって教授3名、講師1名、助教1名が退任し、講師1名が本学から併設する東京福祉大学に異動(転任)となり、一方、平成27(2015)年4月に、教授1名が併設する東京福祉大学から本学に異動(着任)し、講師1名が新規に着任している。これにより、平成27(2015)年度の本学の専任教員数は前年度と比較して3人の減員となり、学長を含めて13人(学長1人、学科長(教授兼任)1人、教授3人、准教授3人、講師2人、助教3人)となっている。この教員数は、短期大学設置基準第22条関連別表第1で定められている必要教員数(12人)を充足し、教授、准教授、講師、助教の人数バランスも良好である。

(2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

学長を含めて13人(学長1人、学科長(教授兼任)1人、教授3人、准教授3人、講師2人、助教3人)の教員数は、短期大学設置基準第22条関連別表第1で定められている必要教員数(12人)を充足している。

(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

本学の専任教員個々人の学位と教育実績(表Ⅲ-A-①：専任教員の学位・専門、主な担当教科の状況〔平成27(2015)年度〕)、及び研究業績、制作物発表、社会活動等(表Ⅲ-A-②：専任教員の教育・研究業績集計(平成27年4月～平成28年3月))は、短期大学設置基準第22条の2から第25条の2の学長、教授、准教授、講師、助教の資格を充足している。

表Ⅲ-A-① 専任教員の学位・専門、主な担当教科の状況(平成27(2015)年度)

	氏名	職位	学位・称号	就任年月	専門	主な担当教科
1	中島 範	学長	名誉博士 (社会福祉学)	平成18年4月	家政学	なし
2	齋藤歎能	学科長 教授	教育学修士	平成18年4月	健康教育学	学校保健 健康管理学
3	金子 勇	教授	臨床教育学修士	平成27年4月	障害者福祉学	障害者福祉論
4	栗原 久	教授	医学博士	平成20年4月	神経行動薬理学	健康科学

			工学修士			乳幼児の脳機能
5	根岸 章	教授	教育学学士	平成19年4月	社会 道徳教育学	社会科指導法 人権教育
6	鈴木美子	准教授	家政学学士	平成18年4月	幼児教育学	幼児理解 幼児教育方法論
7	松本岳志	准教授	修士(教育学)	平成21年4月	音楽教育学	音楽基礎Ⅰ・Ⅱ 音楽科指導法
8	森 正人	准教授	工学博士 教育学修士	平成19年4月	技術教育 情報教育学	情報処理
9	國府田祐子	講師	修士(教育学)	平成26年4月	国語科教育	国語 国語科指導法
10	堀 聡子	講師	博士(生涯人間科学) 修士(学術)	平成27年4月	家族社会学	子育て支援論 家庭支援論
11	斉藤雅記	助教	修士(体育学)	平成26年4月	体育科教育学	幼児体育 体育科指導法
12	手塚千尋	助教	博士(学校教育学) 修士(教育学)	平成25年4月	美術教育学	図画工作Ⅰ・Ⅱ 図画工作科指導法
13	富永弥生	助教	教職修士 (専門職)	平成26年4月	学校心理学 家庭科教育	教育相談 教育原理

表Ⅲ-A-② 専任教員の教育・研究業績集計(平成27年4月～平成28年3月)

氏名	職名	著作数#	論文数#1	学会発表数#2	国際活動の有無	社会活動の有無	備考
中島 範	学長	0	1	0	無	有	
齋藤歎能	学科長	0	0	0	無	有	
金子 勇*1	教授	0	0	0	無	有	
栗原 久	教授	5 (分担30項目)	20	2	有	有	公開検定関係 3 教育用DVD監修 3 一般講演等 26 国際誌論文査読1
根岸 彰	教授	0	0	0	無	有	
鈴木美子	准教授	0	0	0	無	有	
松本岳志	准教授	0	0	2	無	有	演奏会出演 6
森 正人	准教授	0	1	0	無	有	
國府田祐子	講師	0	2	3	無	有	一般講演等 1
堀 聡子*2	講師	0	2	1	無	有	
斉藤雅記	助教	0	1	4	無	有	学生発表指導 2
手塚千尋	助教	3 (分担3項目)	1	2	無	有	科研費(新規) 2 一般講演等 8

富永弥生	助教	1 (分担1項目)	1	2	無	有	一般講演等 2
------	----	--------------	---	---	---	---	---------

*1：平成27年4月異動着任。*2：平成27年4月新規着任。#1：原著、総説・解説、調査報告など。共著者を含むため重複あり。#2：共同発表者を含むため重複あり。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼任)を配置している。

学科の教育課程の編成と実施のため、専任教員13人及び非常勤教員32名を適切に配置している(表Ⅲ-A-①：専任教員の学位・専門、主な担当教科の状況)。本学の専任教員組織の特徴は、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の養成だけでなく、幼児・小児の精神的発達や保護者に対する育児・教育相談にも対応できるこどもの専門家の養成を可能とし、さらにはIT技術をもカバーする多様な専門分野の教員で組織している点である。また、32人の非常勤教員のうち18人が、同一キャンパス内に併設する東京福祉大学の教員であり、学生は本学専任教員と同じように、東京福祉大学の教員の研究室に出向き、質問等に対する回答を求めたり、個別指導を受けることができる。

(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

学科(こども学科)の授業・科目のカリキュラム編成にあたり、授業・科目の全てを、専任教員及び非常勤教員が担当しているため、補助教員は配置していない。

(6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

教員の採用・昇任の方針は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」(第2章人事)に規定されており、その運用は「東京福祉大学短期大学部 教員任用規程」に基づいて、適切に行っている。

教員の採用にあたっては公募を原則とし、教授3名で構成する人事委員会によって、応募者から提出された応募書類(履歴書、教員個人調書・教育研究業績書、主要論文3本(写し)、教育・研究計画書)による書類審査及び面接審査等の厳正なる採用選考を実施し、採用候補者を決定し、理事長が任命している。

専任教員の昇任にあたっては、毎年11月末までに昇任申請を受付け、提出された申請書・履歴書・研究業績書、自己の研究を代表する論文3本(写し)、及び本学及び及び東京福祉大学への貢献度を踏まえ、人事委員会にて厳正なる審査選考を行い、昇任候補者を選任し、理事長が決定している。

本学教員は、年度ごとに雇用契約を締結しているが、「学校法人 茶屋四郎次郎記念学園 テニヤ(終身雇用保証)取得に関する内規」により、専任教員として継続して7年以上本学に勤務し、教育実績・研究業績が優れ、年齢が65歳未満、テニヤ審査の年度中に66歳にならないといった条件を満たす者は、テニヤ申請を行うことができる。テニヤ候補者の審査は、教育実績・研究業績、学内貢献等、テニヤ取得に関する内規に基づき、人事委員会が厳正なる審査選考を行い、昇任候補者を決定し、理事長が最終決定する。テニヤを取得した専任教員は70歳まで雇用が保証される。

平成27(2015)年度には、規則・規定に則って昇任及びテニヤ審査を行っている。

平成27(2015)年12月：昇任審査 1名。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の教員組織は、短期大学設置基準の定める教員数を確保し、こども学科の教育課程を運営するため専門性を考慮して適切に配置している。平成26(2014)年度と比較して平成27(2015)年度は、専任教員数が3名減となったが、保育及び幼児教育をめぐる多方面のニーズに対応できる組織は、各教員の多様な専門性を生かして十分機能している。また、職位のバランスも取れており、教員組織における課題はない。

教員の採用・昇任・テニヤ認定等は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園」の規定に基づいて適切に実施しており、現時点における課題はない。

ただし、平成28(2016)年度から「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」を新設するに伴い、教員を大幅に増員するため、教員の組織体制の整備が必要である。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

本学の専任教員は、それぞれの専門性に沿って研究活動を行っており、その研究成果は著書、論文、学会等で発表している(表Ⅲ-A-②：専任教員の教育・研究業績集計(平成27年4月～平成28年3月))。研究成果は、授業の質的向上に活用しているほか、公開講座、市民講座、研修会等を通して広く一般市民に対しても公開している。

共同研究については、本学教員同士、併設する東京福祉大学の教員、他大学の教員や保育・教育施設の教職員、各種研究機関の研究者等との間で、様々な分野において行っている(表Ⅲ-A-③：専任教員の研究における共同研究数(平成27年4月～平成28年3月))。

専任教員個々人の研究業績リストは、本学と東京福祉大学が共同刊行している「東京福祉大学・大学院紀要」の毎巻第2号巻末(3月刊行)に掲載しており、東京福祉大学ホームページからも常時閲覧可能となっている。また、「東京福祉大学・大学院紀要」に掲載した論文は、(国立大学法人)群馬大学が主幹として運営管理している「群馬県地域共同リポジトリ(AKAGI: Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes)」に掲載され、同ホームページサイトにおいて、常時閲覧可能となっている。

上述の通り、本学教員の研究活動の体制は進み、共同研究体制も構築され、年々、研究活動は活発に行われている。しかし、教員間の研究発表数には偏りがある。

表Ⅲ-A-③ 専任教員の研究における共同研究数(平成27年4月～平成28年3月)

共同研究形態	論文数	学会等発表数
本学内	3件	0件
学外(東京福祉大学)	6件	0件
学外(東京福祉大学以外)	4件	2件

本学教員の研究成果を一般市民に発信する場として、毎年、公開講座を開催している。平成27(2015)年度の公開講座テーマと担当者は次の通りで、好評であった。

・平成27年11月7日(土) 13:00～14:30

栗原 久教授：「子どもの脳の発達に必要なこと」(参加者数 69名)

公開講座は併設する東京福祉大学との協働により、また一部は伊勢崎市教育委員会との共催で毎年開催しており、社会に開かれた大学として地域貢献に取り組んでいる。なお、公開講座のテーマと講座内容は、教員個人の研究分野の専門性を活かして決定している。

(2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。

専任教員の研究活動状況を把握するため、年度末に教育研究業績書の提出を義務づけている。教育研究業績書には、著書、学術論文、学会発表、共同研究、特許、一般市民講演、授業用教材の作成、授業に対する学生の評価等、教育研究に関わる事項の概要、一般市民向けの学術講演、各種催しの指導、演奏会、作品発表などを記載することになっている。

大学ホームページの教員紹介欄には、専任教員個々人の専門とする教育研究分野と担当する主要な授業科目のほか、主要な研究業績(著書、論文等)を2編以内で紹介している。

また、(1)に記載した通り、平成23(2011)年度より、専任教員の研究業績は、併設する東京福祉大学と共同刊行している「東京福祉大学・大学院紀要」の巻末に掲載している。

(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

平成27年度の科学研究費補助金の新規獲得は2件で、次の通りである。

手塚千尋助教(研究代表者)

研究期間：平成27年4月～平成30年3月

種 目： 科学研究費 若手(B) 課題番号：15K17415

研 究 費： 3,120,000円(直接経費：2,400,000円、 間接経費：720,000円)

手塚千尋助教(研究代表者)

研究期間：平成27年9月～平成28年8月

種 目：全国保育士養成協議会関東ブロック協議会 ブロック研究・研究助成

研 究 費： 50,000円

専任教員に対して、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規則」に基づき、専任教員が教育研究活動を行う上で必要とする経費の一部を補助するために、大学は教育研究費及び研究旅費を支給している(表Ⅲ-A-④：専任教員の教育研究費及び研究旅費(年間支給額))。教員は支給された教育研究費及び研究旅費を使って研究活動を行い、研究成果を生み出している(表Ⅲ-A-②：専任教員の教育・研究業績集計(平成27年4月～平成28年3月))。

(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

専任教員は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」に基づき、教育研究活

動に専念することを定めており、1週のうち1日を研究日として研究活動を行うことになっている。また、研究活動の支援のため「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規則」に基づいて、教育研究費及び研究旅費を支給している(表Ⅲ-A-④：専任教員の研究費及び研究旅費)。

表Ⅲ-A-④ 専任教員の教育研究費及び研究旅費(年間支給額)

役職	教育研究費	研究旅費
教授	400,000円	130,000円
教授(大学院専任教員の場合)	450,000円	150,000円
准教授	350,000円	120,000円
講師	300,000円	110,000円
助教	250,000円	100,000円
助手	150,000円	80,000円

教育研究費及び研究旅費の申請・精算に際しては、使途の説明と領収書の添付が必須であり、研究旅費の申請・精算に際しては、事前に出張目的・出張先を明記した申請書を提出し、出張後は、公共交通機関(JR、私鉄、公共バス)の利用を除いて、タクシー、航空機、宿泊先の領収書等の添付を義務づけており、教育研究費・研究旅費が適正に使われていることを確認している。出張の交通手段は公共交通機関の利用を推奨しているが、やむを得ず自家用車を利用する場合は、乗車距離をJR普通旅客運賃に換算している。なお、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規則」に定める教育研究費・研究旅費のほか、本学主催の公開講座、本学の代表として出席するセミナー等及び研究発表会に関わる経費は別途支給している。年度内に消化されなかった教育研究費・研究旅費を次年度に繰り越すことは認めていない。

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。

教員の研究成果については、原則的に教員個人が所属する学会の機関誌、国際学術誌、又は専門商業誌に発表できることを保証している。また、研究論文を発表する場として、年2回(原則として3月と10月)、併設する東京福祉大学と共同刊行している「東京福祉大学・大学院紀要」を提供している。この「東京福祉大学・大学院紀要」に投稿された論文は、関連分野を専門とする本学及び併設する東京福祉大学の教員2名の査読者によって、学会機関誌に匹敵する厳正な査読を行い、内容が不備なものは掲載不可・保留となる。

本学教員の研究活動において、これまで倫理面での問題は生じたことはない。「東京福祉大学・大学院紀要」に投稿された論文に関しては、研究・教育倫理に抵触する可能性、また個人情報保護に関わる問題等が発生する可能性がある場合、東京福祉大学と共同で設置する学会誌等編集専門部会において確認を行っている。また、倫理・不正防止専門部会が、全体ミーティング等で全教職員に対して研修を行い、不正防止に努めている。

本学専任教員の研究活動の高さは、「東京福祉大学・大学院紀要」に掲載された論文数から明らかである。具体的には、直近3年間の論文掲載に本学専任教員が名を連ねている数

は、平成25(2013)年10月発行の第4巻1号では論文10本中4本、平成26(2014)年3月発行の第4巻2号では論文6本中2本、10月発行の第5巻1号では論文7本中5本、平成27(2015)年3月発行の第6巻1号では論文9本中5本、平成28(2016)年3月発行の第6巻2号では論文8本中3本であった。

(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

専任教員全員には、個人研究室(20㎡~21㎡)を供与しており、内部にはLAN設備、電話、机、打合せテーブル、書架等を備え付けている。また、地上デジタルテレビ放送の受信ケーブルも配線しており、有線LANのほか、学内無線LANも使用できる環境を整備している。

個人研究室のほかに、自己点検評価のための打ち合わせルーム兼資料保管室を1室、整備している。

(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」に基づき、専任教員の研究、研修等を行う時間として、1週間のうちの1日を研究日としている。また、1週間の授業コマ数は6コマ(1コマは90分、年間12コマ)を上限とし、授業や学生指導、委員会等の学務、学外業務等に支障のない範囲で、研究・研修のための出張を認めている。研究・研修、学会活動等による出張が授業と重なる場合は、事前に申請書を提出し、代替補講の実施を義務づけている。

専任教員の研究、研修等を確保するために、担当する授業数(時間・コマ)が極端に多くならないよう、非常勤講師を配置する等の配慮を行っており、平成27(2015)年度の専任教員1人あたりの平均年間授業担当コマ数は11コマとなっている。しかし、一部の教員で授業担当コマ数が13コマ以上であった。

なお、本学は、通信教育課程を有していることで、通学課程の授業がない、土・日及び夏期・冬期・春期等の休業期間中に行っているスクーリング授業(面接授業)を担当することがある。また、夏期・春期休業中は、通学課程学生及び通信教育課程学生の実習先(保育所・施設・幼稚園等)への巡回指導等を行うことがあるため、一定期間継続して行う調査や実験研究、海外での調査、研究発表等は、比較的余裕のある冬期休業を利用して行うことが多くなっている。

(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

専任教員の研究発表・研究調査等に関わる海外出張に関しては、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 旅費支給規程」を整備している。また、本学及び併設する東京福祉大学の共同で毎年度実施しているアメリカ夏期短期研修、韓国秋期短期留学(隔年実施)、中国冬期短期留学、ベトナム冬期短期留学等の海外短期研修・留学プログラムの引率を担当する教員の研修・留学に直接関わる渡航費、保険等の一切の費用は、本学及び併設する東京福祉大学が共同で負担している。

(9) FD活動に関する規程を整備している。

FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動の推進体制として、「短大教務委員会に置く

短大ファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」に基づいて、短大ファカルティ・ディベロップメント専門部会を組織し、規程(第5条 審議及び実施事項)に定める「教育内容及び授業方法の改善の実施に関すること」、「教育内容及び授業方法の改善の調査研究に関すること」をつかさどっている。

(10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。

本学のFD活動は、「短大教務委員会に置く短大ファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」に基づいて、規程(第5条 審議及び実施事項)に定める「教育内容及び授業方法の改善の実施に関すること」、「教育内容及び授業方法の改善の調査研究に関すること」に基づき企画・実施している。FD活動は、併設する東京福祉大学のファカルティ・ディベロップメント専門部会と連携し、共同で企画・実施しており、具体的なFD活動としては、FD研修会の開催が主なものとなっている。毎年度、FD研修会は、全専任教員を対象とした研修会、新任教員又は選抜した専任教員を対象とした研修会、非常勤講師を対象とした研修会を開催し、「教養基礎演習Ⅰ」を題材としたモデル授業等を行い、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学の教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいた授業の展開方法、学生への動機付け、成績評価、課題の出し方等)のほか、学生の生活支援及び就職支援等のパーソナルサービスのあり方等、FD専門部会が中心となり教授している。

いずれのFD活動においても、各教員の授業が「建学の精神」・「教育の目的」を達成するための手段として適切に機能していることを確認し、各々の教員が自身の授業方法の改善を図り、教育力の向上につなげることが目的となっている。

(11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

専任教員は、教育活動及び研究活動を通して学習成果の向上を図るため、教員間のもとより各種委員会及び専門部会、事務局等と常に連携しながら活動を行う体制を整備している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教育・研究活動への向上への取り組み状況については、教員間で研究活動成果の発表に格差が見られる。研究成果は公の場において発表等を行い、学会や社会の評価を受けて、はじめて意味がある。そのため、専任教員全員がその専門領域において高いレベルで積極的に教育・研究活動に取り組むことはもとより、これまで以上に研究成果の発表を支援する体制の整備と推進が必要となっている。

研究活動は高等教育に携わる者の責務であり、その活動のためには資金も必要であり、研究活動を現状以上に高めるため、資金面において科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金など、外部資金獲得のための努力が必要である。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

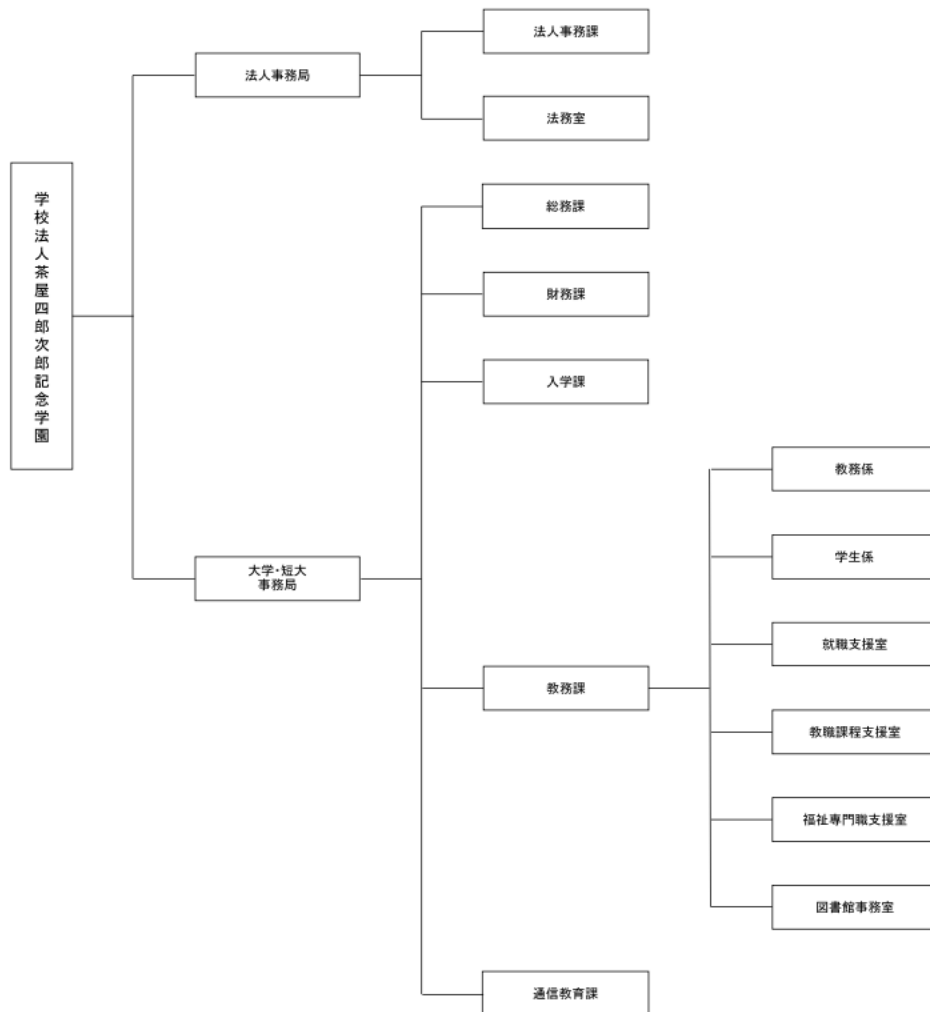
(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 事務組織の責任体制が明確である。

学習成果を向上させるために、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園事務組織規則」に法人・

大学の事務組織体制と業務分掌を規定し、事務組織の責任体制は明確になっている。法人及び大学(併設する東京福祉大学を含む、以下同じ。)の業務を行うため、法人事務局及び大学・短大事務局を設置し、法人事務局の下に法人事務課及び法務室、大学・短大事務局の下に総務課、財務課、入学課、教務課、通信教育課を設置し、業務分掌に定める業務を所管している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」



(2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

法人及び大学に勤務する事務職員の資質向上のため、平成25(2013)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」を整備し、事務職員の管理運営・教育研究等の資質向上のための支援について、組織的な取り組みを行うことを明確にしている。事務職員の資質・能力向上の機会として、事務組織の各所属長による管理監督のもと、日常業務の遂行状況の確認と業務の見直しや事務処理の改善への取り組みを行っているほか、学習効果を向上させるために、関係部署と連携した業務や委員会・専門部会等の活動に携わる機会を多く設けている。また、日本私立短期大学協会、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団、私学経営研究会、その他各種団体の主催する外部研修会

等に役員や職務を踏まえて事務職員を参加させ、資質・能力向上の機会を提供している。

本学の運営、学生の支援等の業務を円滑に行うために、専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有し、事務局各部署の業務遂行に必要な能力と適性を有する職員を適切に配置し、必要な環境も適切に整備している。

(3) 事務関係諸規程を整備している。

事務関係諸規程として「事務組織規則」をはじめ、「文書取扱規程」「公印取扱規程」「施設管理規則」「公用車管理規程」「旅費支給規程」「経理規程」「物品管理規程」「契約事務規程」等を整備している。

(4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

各事務部署に事務室、事務職員には一人1台のパソコンのほか、事務業務に必要な情報機器（コピー・FAX複合機、多機能電話機等）、備品等を整備している。

(5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。

天災等非常時の防災対策として、非常用食料、水、救出用キット、簡易トイレ等を備蓄している。また、台風・暴風雨時の浸水対策として、土嚢、排水ポンプ(3台)を常備している。大雪・積雪時の対策として、雪かきスコップ、融雪剤(塩化カルシウム)を常備している。また、停電時の対策として小型発電機を一台常備している。このほか、本館、1号館保健管理センター、及び5号館のキャンパス内3箇所にてAEDを設置している。このほか、本館・1号館・2号館・4号館・5号館には非常用放送設備、防火扉、非常灯、煙探知機等を設置している。

月曜日から土曜日の13時から20時は、女性警備員1名が学内の巡回警備を行っており、月曜日から日曜日の夜間帯18時から翌日9時までは男性警備員1名が常駐警備を行っている。

情報セキュリティについては、情報システム運用センター(以下、センター)を設置して対策を行っている。事前対策であるハードウェア・ソフトウェアの選定、情報機器設置後の設定と監視、セキュリティソフトの導入と管理等は、センターと総務課のシステム担当者が共同で行っており、抑止策である学内向けのセキュリティに関する情報提供、情報セキュリティ教育、情報の取り扱いのルール作成と周知等はセンターが行っている。また、災害などの非常時にサーバーを安全に停止できるように、UPS(非常用電源装置)を設置し、情報が消失しないよう講じている。

(6) SD活動に関する規程を整備している。

法人及び併設大学・本学に勤務する事務職員のため、平成25(2013)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」を整備施行し、職員の管理運営・教育研究等の資質向上のための支援について、組織的な取り組みを行うことを明確にしている。したがってSD活動に関する規定を整備している。

(7) 規程に基づいて、SD活動を適切に行っている。

事務職員のSD活動に関しては、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロッ

プメント規程」に基づいて、事務組織の各所属長による管理監督のもと、日常業務の遂行状況の確認と業務の見直しや事務処理の改善への取り組みを行っているほか、学習効果を向上させるために、関係部署と連携した業務や委員会・専門部会等の活動に携わることも多くある。また、SD研修会として、新任職員研修会をはじめとした学内研修会を適宜開催しているほか、専門性スキル等の習得やキャリア支援を目的とした「日本私立短期大学協会」「日本私立大学協会」「日本私立学校振興・共済事業団」「私学経営研究会」その他外部団体主催の研修会・セミナー等へ参加させ、職務に応じた職員の資質・能力向上の機会を提供している。

このほか、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園教職員の学内進学奨学金制度規程」を定め、3年以上勤続する教職員に対しては、東京福祉大学大学院に進学する際に、その授業料を減免する等、費用面においての支援も行っている。

(8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。

事務職員の資質・能力向上の機会としては、事務組織の各所属長による管理監督のもと、日常業務の遂行状況の確認と業務の見直しや事務処理の改善への取り組みを行っている。

また、各課とも業務改善のために、上司・先輩職員からの指導やSD活動等を通じて、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。その結果として、例えば出張精算の効率化(出張費の現金受け渡しから、銀行口座への入金)などがある。

(9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 課長等連絡会規程」に基づき、各課の所掌事務に関わる懸案事項の協議及び相互調整を諮ることを目的として、原則として毎月2回、事務局長・事務局長補佐・事務局各課長をメンバーとする「課長等連絡会」を開催し、事務局各課の情報共有化を図っている。協議した内容は、各課長等を通じ所属の専任事務職員に伝えられ、円滑な業務遂行が行われている。さらに学習効果を向上させるために、関係部署と連携した業務や委員会・専門部会等の活動に携わることも多くある。したがって専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果を向上させるためには、専任事務職員が自ら進んで業務の改善を行う必要がある。昨年よりも一歩改善したやり方をするということは、昨年より一歩向上した自分を実現することでもある。「去年のやり方と同じ」「去年の自分と同じ」「人から言われてやる」のではなく、「去年より一歩改善したやり方を」「去年より一歩向上した自分を」「自分で考えて実行」という精神が必要になる。そのためにも事務職員個々人の能力・スキルの向上、キャリアアップを目的としたSD活動を企画・実施していく。またキャンパスが複数あることや、学生の多様化などもあり、事務処理のさらなる効率化を進めるため、事務組織の再編成も課題となる。また非常時の通信手段として、衛星携帯電話の導入や小型の除雪機を購入することも今後の課題である。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

教職員の就業に関わる諸規程として、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 定年規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員任期規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 テニヤ取得に関する内規」、「東京福祉大学短期大学部 短大人事委員会規程」、「東京福祉大学短期大学部 教員任用規程」等を整備し、教員の人事管理を適切に行っている。

(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

全教員と毎年度、雇用契約書を締結しており、雇用契約書には、所属・給与・授業担当コマ数・休日・休暇等に関する事項が明示されている。教員の採用着任時、又は契約更新時には、雇用契約内容について詳しい説明を行った上で契約を交わしている。

また、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則」等は教職員であればアクセスできる共有フォルダに格納され、閲覧が可能となっている。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

教職員の就業は、整備された各諸規則に則った適正な手続きを経て、適切に行われている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

法令改定等を踏まえて「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」等の人事管理に関わる諸規則を整備し、この諸規則に基づいて人事管理を適切に行っている。今後も、労働関係法令等の改正に合わせて学内諸規則の整備・改訂を適宜実施し、適切な人事管理を維持していく。

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

[区分]

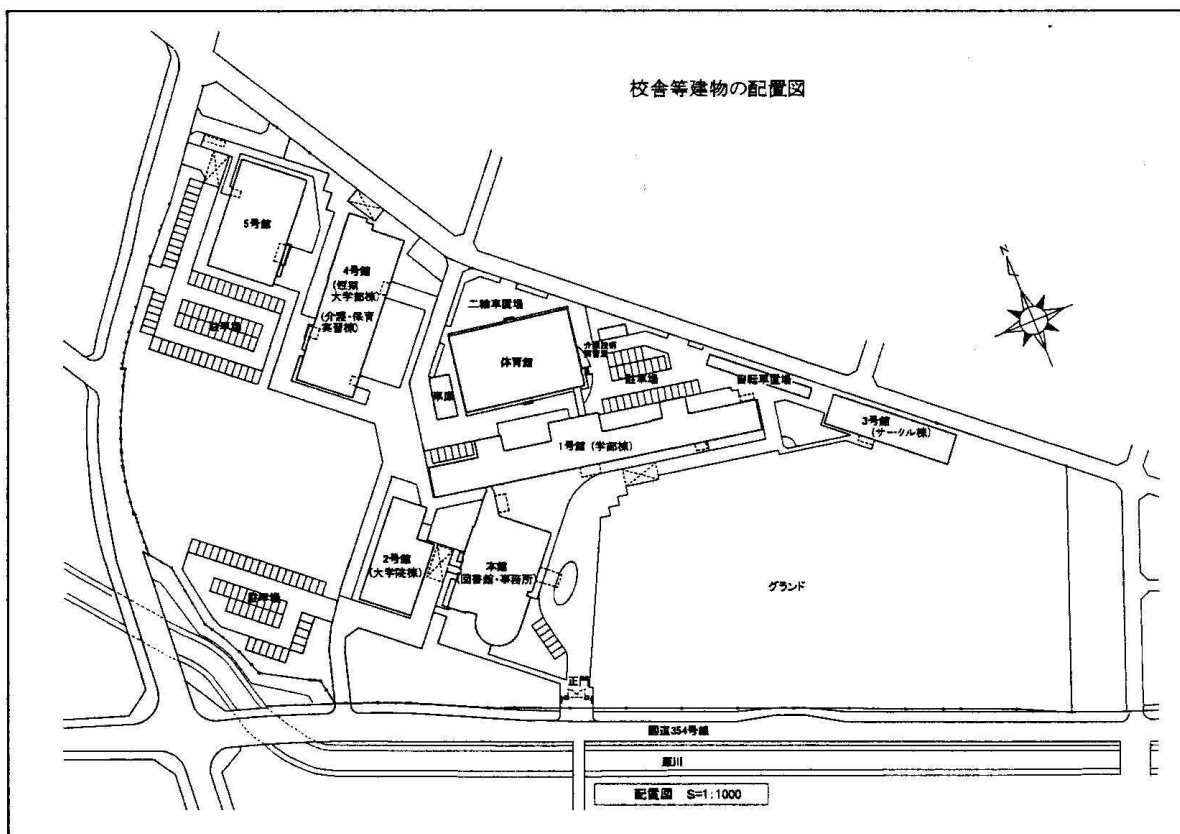
基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校地面積は59,240㎡で、併設する東京福祉大学と共用であるが、短期大学設置基準に定める面積を充足している。その形態及び校舎の配置は(図Ⅲ-B-①:キャンパス概要図)に示す通りである。

図Ⅲ-B-①:キャンパス概要図



(2) 適切な面積の運動場を有している。

運動場(グラウンド)の面積は14,836㎡あり、併設する東京福祉大学と共用であるが、短期大学設置基準(1,500㎡)を充足している。なお、運動場は、敷地の南東部にメイングラウンドが、南西部にはサブグラウンドがあり、いずれも全面が芝生で覆われている。

(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

それぞれの施設・建築物の延床面積は(表Ⅲ-B-①:キャンパスの建物の概要)に示す通り

である。校舎面積は、短期大学部専用部分が1,761㎡であり、設置基準に定める面積を充足している。加えて、敷地内には併設する東京福祉大学との共用部分17,713㎡を有する。なお、体育館については、耐震性に問題があるため、建替えを予定している。

表Ⅲ-B-①：キャンパスの建物の概要

施設名・号棟	延べ床面積	主な設置施設
本館	4,093㎡	事務室、大講義室、会議室、図書館、カフェテリア、保健相談室
1号館	5,146㎡	講義室、情報処理学習室、学生ラウンジ、研究室
2号館	1,323㎡	臨床心理相談室、図工実習室、小児保健実習室
3号館	507㎡	音楽室、サークル室
4号館	4,763㎡	講義室、入浴実習室、介護実習室、家政・調理実習室、多目的実習室、音楽室、学生自習室、学生ラウンジ、研究室、ピアノ個人練習室
5号館	3,642㎡	講義室、情報処理学習室、学生ホール、研究室、ピアノ個人練習室
体育館	1,288㎡	
介護実習棟	32㎡	介護実習室

(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。

校地と校舎間は段差の少ないバリアフリーを取り入れており、各校舎には車椅子での移動を容易にできるように、入り口には傾斜のゆるいスロープを設置している。このほか、校舎内は、廊下・通路を広く取り、車椅子用エレベーター、多目的トイレ、障がい者用駐車場、障がい者用シャワールーム、AED等を設置している。

(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

講義室、演習室、実験・実習室等は、併設する東京福祉大学との共用であるが、講義室は大小併せて45室、演習室は4室、実験・実習室は9室、このほか、情報処理学習室、語学学習室等を備えており、授業を行うための環境を整備している。また、学生がピアノ演奏や弾き歌いの練習・自習用に、防音構造のピアノ個人練習室を3号館に3室、4号館に6室、5号館に5室、合計14室を備え、各室にはアップライトピアノを1台ずつ設置している(表Ⅲ-B-①：キャンパスの建物の概要)。

(6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

通信教育課程に関わる印刷教材等の保管・発送、各種事務処理、レポート課題の受け入れと発送、科目終了試験の実施等は、通信教育課で行っている。印刷教材による授業科目の学習成果であるレポートは、郵送にて送受している。添削指導は、学生がレポートを提

出してからほぼ2か月から3か月での返却を実施している。「教材」、「手引き」、「レポート用紙」、「冊子」等の印刷教材等は、本館3階の通信教育課事務室・倉庫にて保管・発送をしている。また、教科書の発送や保管については外部業者にも委託をしており、学生が履修登録をした教科書は、遅滞なく発送を行っている。

スクーリング授業(面接授業)は、本学伊勢崎キャンパス(群馬県伊勢崎市)のほか、併設する東京福祉大学の池袋キャンパス(東京都豊島区)・王子キャンパス(東京都北区)・名古屋キャンパス(愛知県名古屋市)で、土・日・祝日、春期・夏期・秋期に、いずれも集中講義形式で開講している。レポート提出者に対して許可される科目終了試験については、本学伊勢崎キャンパス(群馬県伊勢崎市)のほか、併設する東京福祉大学池袋キャンパス(東京都豊島区)・名古屋キャンパス(愛知県名古屋市)では毎月1回、北海道札幌市・宮城県仙台市・広島県安芸郡海田町・新潟県新潟市・福岡県久留米市・大阪府大阪市・茨城県土浦市の提携する専門学校等の会場では、年6回から8回実施しており、遠方の学生でも希望する日程・最寄りの会場で受験できるよう配慮している。

印刷教材による指導、面接による授業指導、印刷教材等の保管・発送のための施設の整備状況の運営や実施方法については、受講者の利便性を考慮し、適切に整備しており、現状において課題は生じていない。

(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

収容人数が50人を超える教室には、映像・音響設備(マイク・スピーカー・TVモニター・DVDプレイヤー・プロジェクター等)、実物投影機等を設置している。また、プロジェクターを使用する場合には、接続するパソコンを教務課から貸し出しているが、教員個人のパソコンの接続もできるようにしている。

本学の学生が授業等で使用する情報処理学習室は2室(1号館情報処理学習室・5号館情報処理学習室Ⅱ)あり、情報処理学習室にはパソコン機器が66台、情報処理学習室Ⅱにはパソコン機器が58台と、いずれの教室も学生が必要とする台数の機器を整備している。

また、多目的実習室には乳児保育関係、音楽・美術関係の機器・備品を設置・整備している。

(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

本学には併設する東京福祉大学と共用する「東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館(以下「附属図書館」という。)」を、本学キャンパス本館2階に設置している。附属図書館は845㎡の面積を有している。

(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が十分である。

図書・書籍、雑誌、AV資料等のほか、インターネットに接続可能なパソコンを設置している。

- | | | |
|------|---------------|---------|
| ・ 図書 | 94,648冊(うち外国書 | 6,066)冊 |
| ・ 雑誌 | 955誌(うち外国誌 | 193)誌 |

・電子ジャーナル	56誌(うち外国語誌 56)誌
・視聴覚資料	299点
・ビデオモニター	5台
・パソコン	6台(検索用3台、インターネット接続用3台)
・閲覧席数	120席

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

附属図書館の蔵書として購入する図書については、初出版図書及び教員・学生からの購入希望図書をもとに購入図書リストを作成し、本学及び併設する東京福祉大学の教職員で構成する図書館運営委員会の審議を経て購入している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

附属図書館の面積と蔵書数は、短期大学設置基準を充足している。本学で開講している授業科目のシラバスに記載している参考図書・関連図書は、附属図書館の蔵書として整備している。附属図書館の図書等は図書館内では自由に閲覧でき、学生及び教職員は一部の禁帯出資料を除き、期間・冊数を限って館外貸出が可能としている。資料の複写は、著作権法で定められた範囲内で行うことが可能である。附属図書館の蔵書は、館内検索端末及び併設する東京福祉大学のホームページからリンクする附属図書館ホームページで検索することが可能である。附属図書館に所蔵のない図書・資料等については、他大学の図書館及び提携する図書館から取り寄せることもできるため、教育・研究に支障が生じることはない。

附属図書館に加えて、4号館4階には保育資料室があり、紙芝居、エプロンシアター、パネルシアター等の教材、実習等に関するビデオ教材も整備・保管しており、授業で活用できるようにしている。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

本学体育館の面積は1,625.83㎡であり、併設する東京福祉大学との共用であるが、短期大学設置基準を充足している。体育館は体育系の授業のほか、本学と東京福祉大学の学生と共同で編成・運営するサークル活動等に利用している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

既設の体育館は、平成27(2015)年4月に公的機関による耐震診断判定により、建物全体の構造耐震性を示すIs値が安全の目安とされる値を下回っており、耐震性に問題があることが判明している。このため、防災機能等強化緊急特別推進事業(学校耐震改築工事)の補助を得て、平成29(2017)年8月竣工を目指し改築を計画している。3社以上の見積の結果もっとも廉価であった業者を選定し、測量、ボーリング調査、実施設計を行い、施工工事業者については入札の結果、もっとも廉価であった施工業者を選定している。

また、平成27(2015)年12月18日に伊勢崎市長との間で調印式を行い、伊勢崎市と災害時における避難場所としての使用に関する協定を締結している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 固定資産管理規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 物品管理規程」を整備し、固定資産、物品の調達維持管理を行っている。「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」では、「固定資産会計」「物品会計」について定められ、適切な会計処理を行っている。

(2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。

(1)に明記した諸規程に従い、物品等は総務課が中心となり適切に管理を行っている。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

法人・大学における様々な危機に迅速かつ的確に対処し、教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、社会的な責任を果たすため、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 危機管理規則」を新たに制定し、統括責任者である理事長の下、各部署が連携して必要な措置を取れる体制を確立している。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

危機管理対策の体制については、危機管理委員会及び併設する東京福祉大学の各学部教員並びに事務職員で構成する全学総務委員会の下に、危機管理対策作業部会を組織しており災害時の対応マニュアル（平成27(2015)年度は台風、大雪などの個別案件に対するマニュアル）を作成するとともに、災害時の非常用食料・飲料水等を各キャンパスに常備している。赤城山宿泊研修時には避難訓練を実施しているほか、各キャンパスの避難誘導マニュアルの作成や見直し等を行っている。

また、キャンパス内には、災害時の際に校舎からの避難経路を示す「災害時避難経路図」を新たに増えた名古屋キャンパス校舎分も作成し、出入口等に掲示している。学生には、学期開始前に行うオリエンテーションにて、災害時避難経路図で避難経路を確認するように説明するとともに、災害発生時には落ち着いて教職員の指示に従い行動するように指導を行っている。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

情報資産は、本学及び併設の東京福祉大学にとって重要な資産であると考え、「情報セキュリティ基本方針」を定めている。この基本方針の設置は、(1)本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止、(2)内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止、(3)情報資産の分類と管理、(4)情報セキュリティの評価と更新、を目的としている。この基本方針を基に、以下の対応活動を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、「情報システム運用センター」がその方針と具体的対策を検討しており、総務課に所属する2名の技術職員とシステム管理・保守業者が連携して対応を行っている。物理的な対策として、学内ネットワークと外部ネットワークとの接続ポイントにUTM（統合脅威管理）を設置して内外からの不正アクセスを

防止しているほか、学内の全パソコンには一元管理可能なコンピュータウイルス対策ソフトを導入して、コンピュータへのウイルス感染が発生した場合に迅速に対応できる体制を整備している。

また、教職員の情報リテラシーの向上と情報セキュリティに対する意識啓発のために、教職員に対しては、情報システム運用センターがメールによる情報提供及び研修会・講習会を適宜実施している。メールでは、主に緊急性の高いコンピュータウイルスに対する注意勧告等の情報提供を行っている。研修会・講習会等は、本学と併設する東京福祉大学の教職員全員が介して毎週木曜日に開催している全体ミーティング等を活用して行っている。

また、これまで本学では、コンピュータ及び学内ネットワークへのログインアカウントを学生には発給せず、共用アカウントでの運用を行ってきたが、これは、情報セキュリティの面でも、学生に対する教育の観点でも好ましくない状況であったため、学内認証基盤を整備し、平成27(2015)年度からは、通学課程全学生に対して、個別ログインアカウントを発給して運用を行っている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

本学の省エネルギー・省資源対策として、照明施設の対応(蛍光灯・電球を間引く・LED電球に交換する、使っていない教室の消灯をこまめに行う、早めに夜間消灯する等)や、パソコンは省エネモードを設定し、エアコン設定温度を夏季28度・冬季18度としているほか、5月から10月まで、ノーネクタイ・ノージャケットとするクールビズを取り入れている。学内には、省エネやごみ資源・ペットボトルの分別回収等を行う貼り紙を掲示し、学生及び教職員への意識喚起も行っている。

また、これまで情報処理演習室の印刷機は、印刷枚数の制限設けずに学生が自由に利用できるようになっていた。しかし、学生の利用状況調査により、多くの無駄な印刷が明らかになったため、印刷枚数の削減を目的とした学生の印刷機利用管理を行うシステムの導入を計画している。このシステムは、(5)で記述した個別ログインアカウント管理システムと連携する予定である。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成23(2011)年3月の東日本大震災による建物・施設の被害状況の確認及び耐震基準検査を業者にて実施し、体育館が耐震基準を満たしておらず、平成28(2016)年度に体育館の建て替えに着工し、平成29(2017)年の竣工を予定している。

また、近年、インターネットを通じた情報漏えい問題、外部ネットワークからの攻撃によって内部情報の流失問題への危機意識が高まっており、学生・教職員に対する注意喚起・意識啓発をFD・SD活動及び全教職員ミーティングや授業を通して、今後もより一層組織的に取り組んでいく。

省エネルギー・省資源対策としては、電力不足が懸念されている現段階では、省エネルギー・省資源の意識をさらに高め、消費電力の削減に努めていく。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

[区分]

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

情報システムの管理・保守及びセキュリティ対策に関して、総務課に所属する2名の技術職員と情報処理関連科目担当教員を中心とした情報システム運用センターを組織し、日常の管理・運用を行っている。また、日常的に外部からの脅威に晒されるWebサーバ、及びメールサーバは、情報システム運用センターの人的資源等の事情を勘案した場合、学内での管理・運用には限界がある事から、レンタルサーバ業者のデータセンター内に移動し、運用している。こうする事で、情報システム運用センターでは、サーバのシステムやセキュリティフィックス等の保守作業から解放され、本来のサービス提供に必要な作業に集中している。

学内設備で運用しているシステム更新や高度なシステム障害等については、情報システム運用センターが、技術サービス及び専門的な支援の向上と充実を図っている。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

学生は1年次に総合教育科目の「情報機器の操作Ⅰ（必修）」を受講し、情報リテラシーとネットワークリテラシーの基礎を学習している。

教職員に対しては、情報システム運用センターがメールによる情報提供及び研修会・講習会を適時実施している。メールでは、主に緊急性の高いコンピュータウィルスに対する注意勧告等の情報提供を行っている。研修会・講習会等は、本学と東京福祉大学の教職員全員が介して毎週木曜日に実施される全体ミーティング等を活用して行っている。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

学内の基幹インフラ(ネットワークやサーバ)、ハードウェア、ソフトウェア等の整備については、情報システム運用センターが中心となり、現状の問題点の確認と具体的なシステム対策を行い、適切な状態を保持するよう努めている。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

これまで本学では、コンピュータ及びネットワークへのログインアカウントを学生には発給せず、共用アカウントでの運用を行ってきたが、これは、情報セキュリティの面でも、学生に対する教育の観点でも好ましくない状況であった。そこで、学内認証基盤を整備し、平成27(2015)年度からは、通学課程全学生に対して、個別ログインアカウントを発給して

運用を行っている。また、平成28(2016)年度からは、通信課程学生に対しても個別アカウントでの運用開始を予定している。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

教職員には、基本的に一人1台のコンピュータが与えられ、授業や学校運営に活用している。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。

学内LANは、セキュリティに配慮し、職員専用ネットワークと教員学生専用ネットワークに分けて敷設している。無線LANは、教室、カフェテリア、ラウンジ等、校舎内のどこからでも接続することが可能となっている。

平成27(2015)年度からは、学生のログインアカウント管理システムを導入し、運用を開始している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。

授業における情報技術の活用については、授業形態や授業内容、また教員個々のスキルによって異なるが、本学には情報処理関連科目の担当教員、教育におけるICT活用を主な研究テーマにしている教員、高いコンピュータスキルを持った教員も複数名所属しており、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

学内には、3か所の情報処理学習室があり計142台のパソコンを設置している。

- ・1号館情報処理学習室 66台(学生用64台 + 教卓用2台)
- ・5号館情報処理学習室Ⅱ 58台(学生用56台 + 教卓用2台)
- ・1号館111教室 18台(学生用18台)

情報処理学習室のパソコンは、学生1人につき1台を使用できるように十分な台数を確保しており、授業・講義で使用しているほか、授業・講義時間以外の月曜日から金曜日の午前9時00分から午後8時00分、土曜日の午前9時00分から午後6時00分は、学生の自習用として解放している。

本学では、演習室や特別教室に映像音響機器、情報処理機器等を整備しているだけでなく、一般の教室・講義室でも授業、研修、課外活動等で、ビデオモニター、OHP、プロジェクター、マイク・スピーカー、実体投影機等を利用できるよう、移動式の映像・音響機器・情報処理機器を常備している。また、学内(教室、カフェテリア、ラウンジ等)で無線LANを使用してインターネットに接続できるよう整備をしており、その保守・管理も適切に行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

情報処理システム関連の設備やその活用方法及び視聴覚教材等の活用方法については、学生には講義・演習を通して、基本的な事項の教育を行っている。教職員に対しても技術向上のための研修会を組織的に実施しており、現状において課題は生じていない。

学内の事務用及び教育用コンピュータのOSのバージョンはWindows 7に留められているが、現在、Windows 10へのアップグレード準備を進めている。しかし、Windows 10への移行には、学内で展開されている各種情報サービスとの整合性の検査など、相当の工数を要するものもあるため、実際のアップグレードは早くとも平成29(2017)年度を予定している。

[テーマ]

基準Ⅲ-D 財的資源

[区分]

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。

学校法人全体の過去3年間(平成25(2013)年度から平成27(2015)年度)の資金収支において、次年度繰越支払資金は平成25(2013)年度の41億4,967万円から平成27(2015)年度の45億9,989万円と4億5,022万円の増加となっている。

(2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

事業活動収支について事業活動収支計算書による基本金組入前当年度収支差額は平成25(2013)年度では1億1,124万円の支出超過であったが、平成26(2014)年度は1億7,936万円の収入超過、平成27(2015)年度は8,999万円の収入超過となっている。平成25(2013)年度は、併設する東京福祉大学の王子キャンパスの開設を始めとした施設設備の投資が増えたために支出超過となったが、平成26(2014)・平成27(2015)年度に関しては、基本金組入前当年度収支差額はプラス値となっている。

(3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。

貸借対照表では平成25(2013)年度から平成27(2015)年度において負債が23億5,131万円増加しているが、これは王子キャンパス建設による長期借入金の増加が主な要因であり、固定資産も21億1,802万円増加している。流動資産も5億268万円増加しており、健全に推移している。純資産も平成25(2013)年度は6億8,717万円、平成27(2015)年度は7億1,411万円と増加している。

(4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

本学だけの財政状態においては、支出超過(平成27(2015)年度、基本金組入前当年度収支差額△6,838万円)が続いているが、これは本学の学生定員が少ない(入学定員50人、総定員150人)ことと実際に定員充足率がここ数年7割から8割で推移していることに起因している。しかし、学校法人全体としては、平成26(2014)年度以降は基本金組入前当年度収支差額において支出超過は改善している。

(5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。

本学だけの財政状態においては、支出超過(平成27(2015)年度、基本金組入前当年度収支差額△6,838万円)が続いているが、これは本学の学生定員が少ない(入学定員50人、総定員150人)ことと実際に定員充足率がここ数年7割から8割で推移していることに起因している。本学単独では財政面で厳しい状況にあるものの、学校法人全体としては平成25(2013)年度は支出超過ではあったが、平成26(2014)年度以降は基本金組入前当年度収支差額において支出超過は改善しており、本学の存続を可能とする財政が維持できる状況と

なっている。

(6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。

退職給与引当金は退職金支給に備えるため、期末要支給者と私立大学退職金財団の退職資金交付相当額を個別に見積もって計上している。

(7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

資産運用については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 資産運用に関する規程」として規程を整備しており、安全な資産運用を行っている。

(8) 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。

本学の教育研究経費は平成25(2013)年度から平成27(2015)年度の3か年平均で29.0%(学校法人全体では30.6%)である。

(9) 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。

教育研究用の施設設備及び図書については、併設する東京福祉大学との共用ではあるが、数的・規模的にみても所要の経費を支出し、資金配分は適切である。

(10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

本学の入学定員充足率は平成25(2013)年度から平成27(2015)年度の3か年平均で74.7%、収容定員充足率は70.9%である。

(11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

本学及び東京福祉大学ともに学生には質の高い教育、教員には十分な研究が行えるよう配慮し、教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を確保している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学だけの財政をみると定員数が3学年で150名と少なく、収容定員数も充足されていない状況のため支出超過であるが、学校法人全体としては併設する東京福祉大学の学生確保が順調に推移しており、本学の存続を可能とする財政は維持されている。しかし、本学の財的資源を確固なものとするべく、本学の充実した教育により、より実践的な保育士や幼稚園教諭を養成していることを、広く社会全般にわたる広報活動を展開し、本学の学生の確保に努めていくことが必要である。時代の変化や社会的ニーズに応えること、また入学定員を充足させることを目的として、平成28(2016)年度に、これまでの3年制課程に加え、2年制課程を新設する計画となっている。帰属収入に占める学生生徒等納付金の割合は、平成25(2013)年度から平成27年(2015)年度までの3年間平均で86.9%と非常に高いため、安定的な収入を得るためには学生確保にかかる重要性は高い。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

本学の入学者数は定員割れ(収容定員の7割程度)が続いていたが、時代の変化やニーズに応えるために、これまでの3年制課程に加え、平成28(2016)年4月より2年制課程を新設する計画であり、これまで経済的負担が重しとなって本学への入学を諦めていた学生層を広く取り込んでいくことにしている。

(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

本学の入学者数は定員割れ(収容定員の7割程度)が続いており、これは少子化による18歳人口の減少やそれに伴う高等学校からの進学者数の減少が要因としてあげられる。また本学は3年制であるため、低迷を続ける昨今の経済状況においては、他の2年制短期大学より1年分多く学費負担をせざるを得ないことも入学者数の増加につながりにくい要因ともなっている。以前から高校生及びその保護者・保証人から2年制を望む声も多くあり、こうした時代の変化やニーズに応えるために、これまでの3年制課程に加え、平成28(2016)年4月より2年制課程の新設を計画している。この2年制課程の開設により、これまで経済的負担が重しとなって本学への入学を諦めていた学生層を広く取り込んでいき、収入の大部分をしめる学生生徒納付金収入を安定的に確保していくことにしている。

(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

本学の入学者数は定員割れ(収容定員の7割程度)が続いていたが、時代の変化やニーズに応えるために、これまでの3年制課程に加え、平成28(2016)年4月より2年制課程の新設を計画している。この2年制課程の開設により、これまで経済的負担が重しとなって本学への入学を諦めていた学生層を広く取り込んでいくことで、収入の大部分をしめる学生生徒納付金収入を安定的に確保していくことにしている。

② 人事計画が適切である。

本学の教員数については、必要教員数を充足しており、専任教員数とその専門性及び併設する東京福祉大学の専任教員による授業の補完を考えると、現段階においては、増員の必要性はないといえる。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

本学の施設設備に関しては、大部分が併設する東京福祉大学との共有・共用であり、現状では基準を充足している。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

帰属収入に占める学生生徒納付金の割合は、平成25(2013)年度から平成27(2015)年度の3年間平均では本学86.9%と非常に高いため、安定的な収入を得るためには、学生確保に

かかる重要性が非常に高い。経営基盤をより磐石にし、充実した学校経営を行えるようにするため、外部資金の獲得の重要性も充分認識しており、現在、体育館建設に伴う寄付金募集を計画・検討している。

(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

本学の平成25(2013)年度から平成27(2015)年度までの財務比率の平均は(表Ⅲ-D-①：事業活動収支計算書関係比率)の通りである。人件費比率(経常収入に占める人件費の割合)は92.5%、教育研究経費比率(経常収入に占める教育研究経費の割合)29.0%、管理経費比率(経常収入に占める管理経費の割合)19.5%、事業活動収支差額比率(事業活動収入に占める基本金組入前当年度収支の割合)△41.1%であり、法人全体ではそれぞれ51.7%、30.6%、16.2%、0.7%となっている。本学は事業活動収支差額比率△41.1%と基本金組入前ですでに支出超過の状況にある。現状ではこの支出超過分を学校法人全体で賄うことができているが、本学各支出経費に関して、再度検証を行い、本学の支出超過を減少させていく必要がある。

表Ⅲ-D-①：事業活動収支計算書関係比率

	本学全体	法人全体
人件費比率(経常収入に占める人件費の割合)	92.5%	51.7%
教育研究経費比率(経常収入に占める教育研究経費の割合)	29.0%	30.6%
管理経費比率(経常収入に占める管理経費の割合)	19.5%	16.2%
事業活動収支差額比率(事業活動収入に占める基本金組入前当年度収支の割合)	△41.1%	0.7%

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

財務情報については、学内外に情報公開しており、学内教職員への危機意識の共有ができている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

これまでも教育内容、施設・設備の充実のほか、入試制度の改善等に取り組んできた。学生を広く取り組んでいく為に、平成28(2016)年4月より2年制課程の新設を計画しており、今後、さらに本学の特色とメリットをアピールするとともに、入学志願者を確保し、財政基盤の安定を図っていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ】

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

【区分】

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

本学の掲げる建学の精神は、「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献：21世紀の保育社会で活躍できる柔軟で合理的な思考力と実践力を備え、未知の問題を切り開くフロンティア精神と人のために尽くす福祉の心を持った保育者として、社会に貢献できる人材を養成する」である。また、短期大学部の教育の目的は、「教育基本法と学校教育法の精神に則り、高潔な人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材を育成する」ことと位置付けている。以上の建学の精神及び教育理念・目的を体現するため、学園を代表する理事長たる者は、教育に対する高い見識と教育現場における豊富な実践経験とを備え、かつ、学校経営に係る実践的知識・経験を有する者であることが望まれる。

本法人の理事長は、昭和44年3月、広島大学教育学部を卒業、同年4月に愛知県立高等学校教諭として奉職し、以後、平成18年3月に定年退職するまで37年間の長きにわたり、愛知県立高等学校及び同県教育委員会に在職してきた者である。同人は37年間の在職期間中、高等学校の教頭職を9年間(平成3年度～11年度)、校長職を6年間(平成12年度～17年度)務めたほか、愛知県教育委員会社会教育課主査、愛知県立高等学校校長会理事等の要職を歴任している。また同人は愛知県立高等学校を退職後、名古屋福祉保育柔整専門学校(現校名：保育・介護・ビジネス名古屋専門学校)の校長を5年間にわたり務めている(平成20年度～24年度)。以上のように、理事長は教育者及び管理者としての両面から長年教育に携わってきた者で、保育系の専門学校校長の経験もあり、教育に係る深い理解と見識を有する者であることから、本学の建学の精神及び教育理念・目的を体現し、学園の発展に寄与すること多大であり、学園の代表者としてふさわしい人物である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第11条は、「理事長の職務」として「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定め、学校法人を代表し、その業務を総理することを理事長の権利であり、義務であること、また、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第13条は、「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と定め、理事長が唯一無二の代表者であることを謳っている。さらには、理事長は法人の最高意思決定機関である理事会及び評議員会を招集・開催し、議長として運

営することが定められている(「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第16条及び第19条)。

これらの諸規則上の根拠を元に、理事長は、理事、評議員から広く意見を募り、リーダーシップを発揮し、学校法人の適切な運営を行っている。なお、本学では毎週1回(木曜日)、教職員全員による「全体ミーティング」を開催し、管理部門、教学部門、事務部門や各種委員会からの伝達事項や報告事項を周知するとともに、大学の動向や情報の共有を行っており、必要などときには理事長が講話を行い、適切な指示等を周知している。また、理事長は学校法人運営の方向性を学長、事務局長を通じて示達している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、平成27(2015)年の会計年度終了後の平成28(2016)年5月26日に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第16条第2項は、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、また「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」第8条は、審議事項を幅広く定め、理事会の業務執行権及び監督権を定めている。

これらの諸規則上の根拠を元に、本法人の理事会は活発に議論を行い、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する等、平成27(2015)年度は定例6回、臨時1回の計7回の理事会を招集・開催している。

② 理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第16条第3項及び第7項は、それぞれ「理事会は、理事長が招集する。」、「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」と定め、平成27(2015)年度は実際にすべての理事会を理事長が招集し、かつ議長を務めている。

③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」第8条第1項第16号に定める「その他法人の業務に関する重要事項で、理事長が理事会において必要と認める事項」として、第三者評価に対する審議を行い、理事に対する職務執行監督権を行使することにより、その役割を果たし、責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」第8条第1項第4号に定

める「学費等の決定及び中期計画の策定等を含む学校運営に関する重要な事項」として、短期大学の発展のために、常に学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第16条第2項は、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めている。これらは、理事会の権利でもあり義務でもあり、その法的責任を十分に認識し、常に学内外の情報、問題意識を共有し、議論を行っている。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事会及び理事長は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」等の学校法人運営の体制に関する諸規則、「東京福祉大学短期大学部 組織運営規則」等の短期大学部運営の体制に関する諸規則、その他総務、人事、給与、財務等に関する各諸規則を整備し、学校法人運営及び短期大学部運営に必要な各諸規則を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

本法人の理事は、内部理事が5名、外部理事が4名であるが、内部理事はもちろんのこと、外部理事も代議士、弁護士、学校法人経営者等であり、学校法人の「建学の精神」を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

② 理事は、私立学校法第38条(役員を選任)の規定に基づき選任されている。

理事は、私立学校法第38条の規定及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第6条第1項に基づき選任されている。

③ 学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、寄附行為に準用されている。

学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第10条第2項第3号において準用されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

寄附行為に基づいて、理事は選任されており、理事定数も維持されている。理事会は5月及び3月の2回を含む、年6回の定例理事会のほか、理事長が必要と認めるときには臨時理事会を召集している。平成27(2015)年度は、7回の理事会が開催されており、戦略的な意思決定ができる体制は整備され、適切に機能していると判断する。

課題として、私立大学を取巻く経営環境は年々厳しさを増してきており、最高意思決定機関である理事会の適切な運営と意思決定が求められている。本法人の理事は本法人の教職員のほか、政界、法曹界等の学識経験者で構成されており、これまでも幅広い意見を踏まえた意思決定が行われているが、今後も、理事会の適切な運営の継続が求められている。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

[区分]

基準IV-A-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

「東京福祉大学短期大学部 組織運営規則」第2条第1項は、「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うに当たり、教授会の意見を慎重に参酌するものとする。」と定めている。また、「東京福祉大学短期大学部 学則」第52条第1項は、「本学の教学に関する重要事項の最高審議機関として、学長の下に教授会を置く。」と定め、また「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」第6条は、「教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるものとする。」と定め、学長が教授会の意見を参酌して最終判断を行える根拠を定めている。

かかる諸規則上の根拠をもとに、学長は教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

本学学長である中島範(なかしま のり)は教育者として人格高潔であると認められるところだが、昭和16年3月に東京女子専門学校家事専攻科(現在の東京家政大学大学院)を卒業後、椋山女子学園専門学校(現在の椋山女子学園大学)の家庭科教員を経て、平成3年4月にサンシャイン名古屋日本語学校校長に就任し、平成3年10月より学校法人たちばな学園、学校法人サンシャイン学園等の副理事長、理事長を経て、平成11年12月に学校法人茶屋四郎次郎記念学園の理事・評議員に就任した。また平成20年1月から平成23年10月まで学校法人茶屋四郎次郎記念学園の理事長として学校法人及び学校法人の設置する学校(東京福祉大学短期大学部及び東京福祉大学)の管理運営を統括してきており、平成18(2006)年4月には東京福祉大学短期大学部(本学)の開学とともに学長に就任し、以来、学長は、これまで長年にわたり教育・研究活動、学校運営に携わっているなど、学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有すると認められる。

③ 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は研究者として、現在、「手作り日本人形がどのように幼児や高齢者に寄与するか」をテーマとした保育・幼児教育に関連する研究を進めているほか、学部所属の教員の研究

についても「東京福祉大学・大学院紀要」等を介し、適宜適切な助言指導を行っている。また、学部教授会へ出席の際には、建学の精神に基づく教育研究の在り方や教学方針等について説示するなど、本学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、「東京福祉大学短期大学部 学長等選考規程」に基づいて選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

「東京福祉大学短期大学部 学則」第52条第1項は、「本学の教学に関する重要事項の最高審議機関として、学長の下に教授会を置く。」と定め、また「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」第6条は、「教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるものとする。」と定め、学長が教授会の意見を参酌して最終判断を行える根拠を定めている。これらの諸規則上の根拠をもとに、学長は教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」第6条に、幅広い審議事項を定め、周知している。

③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

学長は、「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」に定める手続きに則って教授会を開催している。また、「東京福祉大学短期大学部 教授会の委員会に関する規程」に基づき、教授会から委嘱された事項につき、各種の委員会、部会を設置しているが、各委員会、部会は併設する東京福祉大学と共同開催が可能としている（「東京福祉大学短期大学部 総務委員会規程」第6条第5項等）。

④ 教授会の議事録を整備している。

教授会開催時に、議長は議事録作成者を2名選出する。議事録作成者が作成した議事録案は、次の教授会までに全教員が確認を行い、適宜加筆・修正を行う。その後、次の教授会で改めて全教員で確認を行い、正式に承認を得るようにしている。承認後、議長及び議事録作成者が署名・捺印を行い、原本は資料とともに教務課が保管することになっている。また、教授会担当教員が1名おり、委任状の管理や議事録のコピーを管理している。

⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

教授会では、自己点検・評価報告書を理事会に提出する前に、必ずその内容について審議し、承認を得ることになっている。したがって、教授会を構成する全教員は、学習成果

及び三つの方針に対する認識を有している。

⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

「東京福祉大学短期大学部 教授会の委員会に関する規程」に基づき、教授会から委嘱された事項につき、各種の委員会、部会を設置しており（「東京福祉大学短期大学部 短大総務委員会規程」、「東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会規程」等）、各規程に基づき、適切に運営している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制は確立しており、教授会運営をはじめ、大学運営全般は、学長のリーダーシップのもと適切に行われており、現状において課題は生じていない。

[テーマ]

基準Ⅳ-C ガバナンス

[区分]

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

監事の選任は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第7条に基づき、適切に行っている。

監事の職務については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第15条に、①「この法人の業務を監査すること」、②「この法人の財産の状況を監査すること」と明確に規定し、これに基づき適切に監査を行っている。

(2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第7条に、監事は「この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」こととなっており、これに基づいて、監事の選任を適切に行っている。

また、監事の職務については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第15条に、①「この法人の業務を監査すること」、②「この法人の財産の状況を監査すること」、③「この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事及び評議員会に提出すること」、④「監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣(都道府県知事)に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」、⑤「前①～④の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること」、⑥「この法人の業務又は財産の状況の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と明確に規定され、これに基づき適切に職務を遂行している。

(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

平成16(2004)年の私立学校法の改正による監事の機能強化を踏まえ、監事はすべての理事会・評議員会に出席するとともに、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づき、会計業務が学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているかを監査している。また、期中の会計監査では取引記録等の妥当性の検証、期末会計監査では、資産については実在性を、負債については網羅性を、基本金については合目的性を、予算については資金収支及び消費収支の妥当性をそれぞれ検証し、期末の財政状態を確認し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告しており、

法人の債務超過や学生数の減少その他法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告書に記載している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

監事は、監査報告を行うだけでなく、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づいて監事監査を実施し、全ての理事会・評議員会に出席し、学校法人が直面している課題について監事の所見を述べるなど有効に機能しており、現状において課題は生じていない。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第19条第1項は、「評議員会は、28人の評議員をもって組織する。」と定め、理事の定数9名（「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第5条第1項第1号）の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第21条は、「次の諮問事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。(1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2) 事業計画、(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(4) 寄附行為の変更、(5) 合併、(6) 目的たる事業の成功の不能による解散、(7) 寄附金品の募集に関する事項、(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」と定め、評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い適切に運営している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

評議員会の役割は法令及び寄附行為を遵守したものであり、有効に機能しており、現状において課題は生じていない。

基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

本法人では、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度の5か年の「中長期計画」を策定している。この中長期計画及び関係部門の意向を集約した「事業計画」及び「予算」は、毎年3月に行われる役員会において、評議員会への諮問を経て、理事会の承認を得て決定されている。

(2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

本法人では、「事業計画」及び「予算」は毎年3月に行われる役員会において、評議員会への諮問を経て、理事会の承認を得て決定し、その決定した「事業計画」及び「予算」は、速やかに関係部門に指示している。

(3) 年度予算を適正に執行している。

本法人では、「事業計画」及び「予算」は毎年3月に行われる役員会において、評議員会への諮問を経て、理事会の承認を得て決定し、決定した年度は適切に執行している。

(4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

日常的な出納業務は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に従い、円滑に実施し、その内容は月次報告として経理責任者である事務局長を経て経理総括責任者である理事長に報告している。

(5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

日常的な出納業務は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に従い、円滑に実施されており、その結果、計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態が適正に表示されている。

(6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

公認会計士より「経営の状況及び財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査報告を頂いており、対応は適切である。

(7) 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

資産及び資金の管理と運営は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に従い、資産管理台帳、会計帳簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理運営を行っている。

(8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

現在、寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

(9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

予算の執行状況や財務状況等については、月次報告として毎月、経理責任者である法人事務局長を経て経理総括責任者である理事長へ報告している。

(10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

財務情報は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、毎会計年度終了後2か

月以内に決算報告として、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、理事会への提出・承認後、評議員会への報告を経て、3か月間学内法人用掲示板に掲示し、いつでも見られるようにするとともに、教育情報も含めて併設する東京福祉大学のホームページ上にも公表している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

ガバナンスは適切に機能しており、現状において課題は生じていない。

以 上